

## 令和2年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和2年第4回東彼杵町議会定例会は、令和2年12月8日日本町役場議場に招集された。

### 1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

### 2 欠席議員は次のとおりである。

### 3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	森 隆志 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農 林 水 産 課 長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	ま ち づ くり 課 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

### 4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	滝川 千香子 君
--------	---------	-----	----------

### 5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問

### 6 散 会

## 開 会（午前9時27分）

### ○議長（吉永秀俊君）

皆さんおはようございます。定刻前でございますけれど、全員お揃いですので、ただいまから第4回定例会を開催したいと思います。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布をしておりますので朗読は省略します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略します。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査報告書の報告をお願いします。浪瀬総務厚生常任委員長。

### ○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

皆さんおはようございます。

委員会調査報告書。本委員会の所管であるまちづくり課についての調査結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査年月日 令和2年10月30日及び11月6日
- 2 調査事件 ①旧農協米倉庫との賃貸借関係及び一般社団法人「東そのぎひとこともの公社」との契約関係について  
②平成27年度まちづくり支援交付金事業「赤木の棚田と自然を守る会」及び「菌ちゃんいっばいふやし隊」の現状確認について
- 3 場所 議員控室及び千綿宿郷の現地圃場
- 4 調査結果

①旧農協米倉庫との賃貸借契約は、当初長崎県央農業協同組合と平成26年7月1日に第21条からなる条項を設け結ばれている。使用期間は、平成26年7月1日から平成27年3月31日までとされており、契約期間の6か月前までに双方の解約の申し出がない時は、1年間契約が更新されたものと見なされている。また、使用目的として東彼杵町地域づくりの活動拠点施設（営利を目的としない地域活性化のためのまちづくり活動団体へ貸与）として使用するほかに他の用途に使用しないとなっている。

町は、本物件を長咲プロジェクト協議会並びにソリッソリッソ運営共同体と平成29年3月31日に第13条からなる条項を設け結んでいる。貸付期間は平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間とされている。

この施設の改修事業費として平成27年約1900万円の一般財源を投じて工事が実施されており、また、長咲プロジェクト協議会に国庫補助金として2年間で約500万円の交付金が支払われている。なお、本物件の貸付料は、月額4万3200円で5年間の収入は、259万2000円でその後の貸付料収入は担保されていない。なお、旧農協米倉庫はまちおこしのため、長く公共施

設として利用することを前提に予算を認めたのであって、数年で第3者の所有物となることを想定していなかった。したがって、今後、契約相手方との厳正な対応を求めるべきとの意見がありました。

旧農協米倉庫の賃貸借については、平成31年3月に解約され、その後「ひとこともの公社」に土地及び本物件の所有権は移り、それを町が引き続き「ひとこともの公社」から借り受けている。契約内容は無償で借り受け、契約期間については、以前の長崎県央農業協同組合との契約内容と同様になっている。

委員会としては、長崎県央農業協同組合や「ひとこともの公社」に対する解約や契約が議会の承認なしに専決処分されていたことは、法律や条例に著しく違反していたと言わざるを得ない。その上、組織は違うが同一代表から借り受けた物件を、同一代表に貸し付けるのは不適切であるとの意見がありました。また、ふるさと交流センターからソリッソリッソに職員が派遣されているのではないかと指摘があり、町の回答としては「コロナ禍で特に売り上げが減少している飲食店を支援する目的で、町内多数の飲食店が参加された宅配事業のチラシやSNS発信などの掲載写真撮影助手等の人的支援を町長の指示で行った」とのことであるが、一部事業者に町職員を派遣することには疑問が残る。

②「赤木の棚田と自然を守る会」及び「菌ちゃんいっぱいふやし隊」の現状確認では、委員会で10月30日現地確認をした後、11月6日関係者を招き物品の管理状況並びに圃場での説明を受けました。機材や物品の数量についてはよく管理がなされており、申請時の数量とは異なったものがあつたが、領収証との確認では、適正に処理がなされていた。同じ圃場で2つの団体が活動されていることに疑問が生じるとのことに対して町の回答は、「事業目的及び事業内容等が異なる事業と判断し、また、支援交付金交付要綱に基づき、審査委員会を経て実施したとすることで、補助金等交付規則には抵触しない」とのことであった。委員会としては、備品台帳や活動記録について代表者が家庭の都合により帰省しているため整備されていないので、今後すぐに代表者(責任者)の選任や圃場並びに補助金の有効な活用を再度指導され、状況によっては補助金返還等を含めた対応を求めるべきとの意見で全委員一致しました。

次の報告書です。

- 1 調査年月日 令和2年11月18日
- 2 調査事件 ①人口減少対策並びに移住定住支援事業について  
②地域おこし協力隊について
- 3 場所 五島市役所
- 4 調査結果

本町の人口が年々減少する中で、同じ状況下にある離島の人口減少対策等の取り組みについて五島市を調査しました。

①五島市の人口は、ピーク時の1955年には91,973人、2015年は37,327人、令和元年が34,918人と減少を続けており、社会保障人口問題研究所によると、2040年には21,088人、2060年には約10,115人になると推計されている。しかしながら目標としては、人口減少対策に取り組み、2060年には20,000人に抑えようと計画されており、平成29年の有人国境離島法施行によりいろいろな支援等がなされU・Iターン者が増えている。平成27年度から令和元年

度は、Uターン者が233人、Iターン者が439人、男女同数程度で計672人が移住され、定着率は81.7%となっている。転入前の地域別では、関東地区24%、近畿地区13%、九州・沖縄地区42%等となっている。その内令和元年度は、Uターン者が63人、Iターン者が160人で、転入前の地域別では関東地区27%、近畿地区12%、北海道・東北地区9%、九州・沖縄地区43%となっている。

移住（U・Iターン）支援制度の内容は、移住希望者定住支援補助金（6万円）、子育て世代等移住促進補助金（15万円）、奨学金返還支援助成金（年間36万円を10年間）、短期滞在住宅3か月無料制度、空き家活用促進事業補助金（改修費の半額補助）、雇用機会拡充支援事業補助金（事業費の3/4補助）等がなされ、また、オンラインによる移住相談会も実施されている。令和元年度の就業先別状況では、医療福祉18人、サービス15人、観光14人、一次産業12人、個人事業主8人等となっている。

②地域おこし協力隊については、平成23年度から始まり隊員数は現役隊員6名、退職者は17名とのことで、退職者の内8名が定住されている。また、隊員の内35%が女性、74%が20代と30代、任期終了後約5割が同じ地域に定住されているとのことです。隊員の配置としては、特定の地域課題解消のための人材、経験者や有資格者など、明確な目的を持った人材を配置し集落支援や民泊支援等がなされ、外部の視点や新たな発想、価値の創造や地域課題の解消、地域活性化等で活躍されている。

今後の採用予定としては、令和3年1月1日から令和3年3月31日まで4名を予定されている。

定住者の起業では、ゲストハウスやカフェ等の事業が起こされ、地域おこし協力隊への起業支援策としては、任期終了後1年以内で起業すると設備費、備品費、土地・建物賃借費等に対し上限100万円の補助をしているとのことです。

本町も自然豊かな地理的条件を最大限に活かし、更なる人口減少対策を執ることを改めて痛感いたしました。以上です。

#### ○議長（吉永秀俊君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。口木産業建設文教常任委員長。

#### ○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会の所管である農林水産課及び建設課に関する調査を実施したので、下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

#### 記

##### 1 調査事件

- (1) コロナ禍での農林水産業補助金等の進捗状況
- (2) 7月の豪雨による災害の発生状況及び災害復旧の進捗状況

##### 2 調査年月日

- (1) 令和2年9月29日
- (2) 令和2年10月8日

##### 3 調査内容及びその結果

(1) 農林水産課長に出席を求め委員会を開催し、コロナ禍で農林水産業事業者に係る補助金等の説明を受けた。

コロナの影響において一番被害が大きかったのは花き生産者で次に牛関係であるとのことであった。花きは、葬儀関係が規模縮小で需要がなかったことが要因であったが、9月時点ではおおよそ7割程度まで回復している。

肥育牛に関しては、昨年12月、年末商戦で枝肉は例年、年間で一番高値の時期であるが一番低い状況となっていた。それにコロナの影響が加わり、本年5月が底値でキロ当たり1000円違ったとのことであった。枝肉の販売額が生産経費を下回った場合、9割補填の制度があり、その拠出金は国が4分の3、生産者が4分の1を出している。今年度から町単事業で生産者の分(1頭当たり2000円)を補填する制度を設けている。

繁殖牛は1頭当たり対前年比10万円ほど安くなっている。

お茶はコロナの影響もあるが昨年の干ばつが影響し芽数が少なく、さらに4月の摘採期に低温が続く伸びが小さく品質が下がった。そこにコロナ禍でイベントの中止、茶商の買い控えもあり対前年比75%ほどになったが、長崎県茶業振興協議会が国の事業を活用し一番茶を買取り、だぶつきの解消のため県内の小・中学校やホテル等へ配布したとのことであった。

他の作物は所得に大きく影響するには至っていないとの説明であった。

今回のコロナ禍において、農林水産関係の補助金については、国の補助事業に対する上乗せを町は行う方針で取り組んでおり、財政的に厳しい中で出来る限りの努力をされていた。

委員会としては、補助金の該当者には漏れがないよう申請の案内や説明について丁寧な対応をしていただきたい。また、スマート農業も視野に入れながら農林水産業の振興に努めてもらいたい。

(2) 建設課長に出席を求め9月議会で請願書が出された杉尾井手水源についての進捗状況及び7月の豪雨による災害の状況の説明を受けた。

杉尾井手水源については、令和2年7月豪雨で被災した箇所に関し町農林業振興事業補助金交付規則に定める災害復旧事業のうち土砂撤去に係る補助率を50%から85%(対象事業費上限35万円)に嵩上げしたこと。また、災害関連工事(直接災害に関係のない工事など)として激甚災害の場合は、復旧費用の85%以内(対象事業費上限150万円)に規則を改正したことで地元の負担金が減額となった。あとは中山間地域交付金や多面的事業の補助金で対応してもらおうとのことである。

7月の豪雨による被災状況については、公共土木施設災害(補助対象分)は河川14件、道路5件であった。農地災害は、報告件数150件で認定件数が30件(農地17件、水路9件、農道4件)であった。農地災害の認定外のうち50件程度は農林業振興事業補助金で申請予定している。9月末時点で20件申請があり10件が完了している。総事業費は概算で2億6400万円になるとの説明であった。

委員会としては、特に杉尾井手水源に関しては、地元の関係者と十分に話し合い地元負担がなるべく少なく済むように進めてもらいたい。また、災害工事がスムーズに行えるよう最大限の努力をして欲しいという意見がありました。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

以上で産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

#### ○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日、ここに令和2年第4回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

今議会におきまして、条例制定1件、一部改正6件、補正予算6件、教育委員会委員の任命1件をお願いをいたしております。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の第3波とも言われており、終息が見えない状況の中、今後とも新しい生活様式の定着等を前提にウイズコロナ時代としての社会活動を余儀なくされるのではないかと考えます。引き続き、マスク、換気、それと手洗い、3密も避けていただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、行政報告の主なものについてご説明をいたします。

9月23日に川棚警察署との犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定締結式を行いました。これは、本年3月に制定しました条例に基づき警察との連携により犯罪被害者等の支援や情報を共有し、犯罪被害者等の権利を保護することを目的といたしております。

10月16日に東彼杵道路の建設促進につきまして長崎河川国道事務所と福岡市の九州地方整備局で、期成会で要望を行いました。吉永議長も同行をいただいております。

24日から25日の両日、行方不明者の捜索のため消防団に出動をお願いいたしておりましたが、未だ発見に至っていません。

次に、26日に株式会社西九州させぼパワーズとの連携協力に関する協定書調印式を行いました。これは、佐世保市と民間企業が設立した地域電力会社との協定により、来年5月から電力供給を行っていただき電気料金の値下げ等を行っていくものであります。

次に、11月5日に県議会人口減少雇用対策特別委員会から行政調査にみえまして、空き家対策の取り組みや定住支援についての質疑や、斉藤宿場の現地調査も行われております。

次に裏面になりますけれど、13日に福岡市にあります台湾茶専門店「心福茶実験室」に出向き、そのぎ茶販売取り扱いのお願いに訪問いたしております。当日は、九州台湾商工会会長や台北駐福岡経済文化庁渉外課長もご出席をされ、そのぎ茶のことを聞いていただきました。

台湾の方は紅茶や烏龍茶、緑茶などが親しまれていますが、日本茶の中では八女茶、知覧茶、嬉野茶が先行はしていますがそのぎ茶もご存知であり、来年2月の福岡市天神のソラリアプラザでの販売会出品の話をお願いしておりますので、対応してまいりたいと思っております。

23日に町表彰式を執り行いました。本年は自治功労、産業振興功労、教育文化功労、防衛平和功労の12名の方々の表彰をさせていただきました。

次に25日に小型動力ポンプとポンプ軽積載車配備式を行いました。消防の資機材につきましては順次進めてまいりたいと思っております。

次に行政報告一覧表に記載していない件につきまして2点報告をさせていただきます。

1点目は7月豪雨の台風9号、10号による災害につきまして9月29日から11月27日まで、計7回の査定で49か所の申請額が2億6128万3000円で、決定額が2億4400万3000円となりました。査定率が93.4%となっております。

2点目は、鳥インフルエンザ防疫対策についてであります。本町には養鶏場が一ツ石に約10万8,000羽、遠目には2万5,000羽います。現在、全国的に213万7,000羽が殺処分の対象となっております。もし、本町で発生しましたら長崎県が防疫対策は取りますが、町職員も8時間交代、24時間体制の3日間、一日約30名動員しなければなりません。また、相互応援協定に基づき川棚町、波佐見町の職員派遣も要請をいたします。したがって、役場通常業務に支障を来すことが考えられますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。以上で行政報告を終わります。

**○議長（吉永秀俊君）**

これで町長の行政報告を終わります。

それでは、これから議事に入ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（吉永秀俊君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番議員、後城一雄君、8番議員、浦富男君を指名します。

### 日程第2 会期の決定

**○議長（吉永秀俊君）**

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（吉永秀俊君）**

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間に決定しました。

### 日程第3 一般質問

**○議長（吉永秀俊君）**

日程第3、ただいまから一般質問を行います。質問形式は一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議時間を短縮したいと思いますので、質問、答弁ともに簡潔明解をお願いします。

それでは、順番に発言を許可します。はじめに5番議員、大石俊郎君の発言を許します。5番議員、大石俊郎君。

#### ○5番（大石俊郎君）

おはようございます。今回は3点質問をいたします。

まず大きな1点目、ソリッソリッソの賃貸借契約について。①から⑦までは、賃貸借契約の経過状況でございますので朗読は省略させていただきます。

それでは、下記事項3点について質問いたします。

(1) 前町長渡邊悟氏が行った平成31年3月31日締結の「施設等定期賃貸借契約書」に至る一連の専決処分は自治法第180条第1項に照らして違反（町で定める規則も含めて）していたのか。又は違反していなかったのか。そのどちらでしょうか。

(2) 違反していたとすれば、今後の処置・対策を町としてどのようになされようと考えておられるのか、町長のお考えを端的にお聞かせください。

(3) 違反をしていなかったとすれば、その根拠をお聞かせください。

大きな2番目、ふるさと交流センターに派遣をしている職員及び教育委員会〇〇職員の人事管理について。

(1) ふるさと交流センターに派遣をしている職員の人事管理について。この職員を派遣できるとした根拠のみ教えてください。

(2) 教育委員会から提出された資料によると教育委員会の職員（以下〇〇職員）は、平成29年9月4日以降、今日現在までの約3年間にわたって病気休暇（延べ195日）、欠勤（154日）、停職（6か月）、休職（少なくとも219日）年次休暇等取得日数（90日）であり、平成31年10月以降の勤務は、ほぼ皆無に近い状況にあります。

そこで下記事項について3点質問をいたします。

①病気休暇について。ア、〇〇職員の病気休暇取得日数は、通算195日間に及んでいます。病気休暇（同一病名の場合）は90日を超えても何回でも何日でも許可できたのか。

イ、病気休暇の際、〇〇職員の給与、これは給与となっていますが給料と直してください。給料支給率は何パーセントなのか。

②休職について。ア、休職を処分する際、教育委員会は審議をされたのか。「した。しなかった」の結論のみお答えください。

イ、休職の際、〇〇職員に支払われる給与、これも給料と直してください。給料等は何パーセントなのか。その金額はどこから支給をされるのか。

③欠勤について。〇〇職員は、平成30年11月16日から平成31年1月31日までの48日間を欠勤したとして6か月の停職処分を受けました。しかし、欠勤の実態は、教育委員会から提出された資料によると154日間に及んでいることがわかりました。この154日間の欠勤の日数は正しいのか。正しくないのか。その点だけお答えください。

大きな3番目、9月議会における補充質問（中学校制服問題）について。

教育長は、「中学校制服の価格見積は取っていない」また「価格において、問題点があると思っている」と答弁をされておりました。そこで下記事項について4点質問をいたします。

(1) 次年度の価格見積は、何社取られたのか。取られる予定なのか。又は取る予定は全くないの



か。その点だけお答えください。

(2) 教育委員会で、この件につき議題を上げ審議をされたのか。審議をされたのであれば、いつされたのか。

(3) 衣料組合と、この件につき話し合いの場を持たれたのか。話し合いの場を持たれたのであれば、いつ持たれたのか。

(4) 保護者の方（特に小学6年生）と、この件につき話し合いの場を持たれたのか。話し合いの場を持たれたのであれば、いつ持たれたのか。以上4点、結論のみお答えください。登壇での質問は以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大石議員の質問にお答えいたします。

先ず第一点、違反していたのか違反していなかったのかは、違反していなかったと判断いたしております。

2番目をとばします。

3番目の根拠でございます。旧農協の米倉庫に関する契約内容におきまして町が行った改修工事に要した費用は、町の公有財産や物品には該当しないとの判断からであります。つまり、この改修工事によって。

○——△——

——△——△——

○町長（岡田伊一郎君）

これは理由です。結論は違反をしていなかったということの理由を述べさせていただきます。

旧農協の米倉庫に関する契約内容について、町が行った改修工事に要した費用は、町の公有財産や物品には該当しないとの判断からであります。つまり、この改修工事費によって付加された資産は、町有財産の不動産や動産にはなることはないという結論です。

しかしながら、この改修工事に公費が使われたことは事実であり、長崎県央農協からの借り受け、そして、長咲プロジェクト協議会の転貸という一連の事業の流れの中で、町との3者間は同意の上で町が改修工事を行っておりますので、賃貸借の契約においては双方の取り決めの中で使用貸借や賃貸借が交わされたものであります。

また、一般社団法人東そのぎひとこともの公社との使用貸借におきましても、この改修工事による公費は了知された上での双方同意による使用貸借契約であります。したがって、これらの各契約は、双方の協議及び同意を得て締結された契約内容であり、その内容の中には、改修工事に公費が投じられたことを前提としてその費用に対する補償を相手方も同意した。双方の意思表示による民法上の契約締結であります。よって、これらの契約に関しては、町有財産としての契約事項に当たらず、地方自治法第180条第1項の規定に対しては抵触しないと解しています。

つまり、議会の権限とした地方自治法第96条第1項で規定する議会の議決を要する事項の15項目のほか、地方自治法第96条第2項に基づき、条例において議会に付すべき事項として定められた本町条例の町長の専決処分事項の規定に関する条例第2条の各事項の専決処分には該当せず、地

方自治法第 180 条第 1 項には関係する事項ではないと解しました。

次にふるさと交流センターの件でございますが、根拠、職務に専念する義務の特例に関する条例で職員を派遣をいたしております。職務に専念する義務の特例に関する条例を町が作っておりますので、その条例に基づいて公益を目的とする団体、委員会との業務に報酬を得ないで非常勤として従事する場合とし、派遣勤務といたしております。以上であります。

**○議長（吉永秀俊君）**

次に教育長。

**○教育長（粒崎秀人君）**

大石議員の質問にお答えいたします。

まず、病気休暇についてでございます。条件を満たしていれば可能です。

次に、給料の支給率ということですが、給与支給率は 100%ですが、その他の手当等については私の方では把握しておりません。

続きまして、2 点目、教育委員会の〇〇職員の人事管理について、休職についてでございますが、休職処分については教育委員会で審議しました。

続いて、休職の際に支給される給与については、休職後の 1 年間は 80%支給されます。その金額は町から支給されます。給与以外の手当等については私の方では把握しておりません。

続きまして、3 番目の欠勤についてでございますが、欠勤の実態としては日なのか、日間なのかというところの区別が、はっきり私の方では区別しておりますが、やむを得ない欠勤を含めた日数として換算した場合には正しいと思われま。

続きまして、中学校制服問題についてでございます。

1 点目について、次年度の価格見積もりについてでございますが、本町、他市町合わせて、3 衣料組合と 2 店舗に見積り依頼を出しました。

2 点目でございますが、10 月 5 日の定例教育委員会において報告事項として行いました。

3 点目でございますが、本町衣料組合は 12 月 4 日に事情説明と依頼にまいりました。

4 点目でございますが、保護者との話し合いは行いませんが、事情説明と今後の取り扱いについての文書を送付する予定です。

また、入学説明会の折に職員が出向いて説明を行う予定であります。以上、登壇での答弁を終わります。

**○議長（吉永秀俊君）**

5 番議員、大石俊郎君。

**○5 番（大石俊郎君）**

それでは、最初の質問、ソリッソリッソの賃貸借契約についてでございます。

町長は、この契約については違反はしていないと、長々と答弁していただきましたけれど、民法上の締結に双方の同意があった、あるいは民法上の締結でそれには当たらないということであったと思いますけれど、町長の今の答弁に私は納得いたしました。という訳にはいきません。極めて残念な答弁であったというのは私の感想でございます。この件に関しましては、先ほど総務厚生常任委員会の報告もありました。また、町民の方も先月 26 日に住民による監査請求を出しておられます。

今の状態で令和4年4月1日を迎えたら、ソリッソリッソの施設に対する町の権利はどのようになるんですかね。再契約できますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まだ令和4年で相手方が止めるということもしておりませんし、私は、今後ともその契約を続けるということができると専門家からも聴いておりますので、契約はまだ協議の上すすめてまいりたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

町長は、専門家の方はできるということですが、これが担保される契約、担保されるんですか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは双方の合意に基づいてですから、今までも令和4年で止めるとは向こう側は一言もおっしゃっていないんです。だから、今から交渉はすると何度も私は申し上げてまいりました。それは、担保されようがされまいが、私は契約をお願いしていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

これは、今町長が言われたように双方の合意が必要なんです。片一方が駄目と言ったら駄目なんですよ、この契約は。非常に、町としては弱い立場にあります。

このソリッソリッソを巡る前町長渡邊悟氏が行った一連の専決処分、これは専決処分なんですよ、私に言わせると。これは町民の方は大いなる疑問と不信感を持っておられます。

町税約1900万円ですよ。1900万円を投じた、改修された施設の権利が無くなる可能性がある。これを座して待つわけにはいかないんですよ。この点については住民監査請求でも出ていますので、これを堂々巡りをやると一般質問の時間が無くなりますのでこれで止めますけれど、この点については私は納得いきません。ということをお申し述べておきます。

次のふるさと交流センターに派遣をしている職員及び教育委員会の職員の人事管理について、これは派遣ではないということをございました。合法であると。特例で町の条例を作っているということなんですけれど、これは妙な答弁だと言わざるを得ません。

副町長も、先月13日に町長と同じように町内異動であるということをお主張しておられました。では、4月1日の人事異動内示には派遣と書いてあるんですよ、ふるさと交流センターに派遣。それから、町の広報紙4月号にも派遣。それから、ここにふるさと交流センターの資料がございます。この中にも町職員派遣職員と書いてあります。このように派遣としているやつを派遣でない、あるいは町内異動と言っておられる町長や副町長のこの解釈は、非常に法律違反行為を逃れようとする

姿勢だと私は思っております。エラーをエラーで重ねるような発言と言わざるを得ません。

町長は、これはやはり派遣ですと一時言っておられました。それを3日間で変えられたんですよ。たった3日間で変えられたということは、やはり何か逃れようということではないのかなと思っております。

いずれにしても、私は、これは人事異動内示も出ている、町の広報紙も出ている、ふるさと交流センターの組織図にもきちっと派遣と載っている。これは派遣ではないという論理は成り立たないと思います。これも住民監査請求が出ておりますので、これに委ねて次の質問に移りたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

答弁を許可します。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が派遣でないと申しましたのは、東彼杵町ふるさと交流センターが法人格を持たないために派遣法が適用できないんです。派遣というのは出向も同じですけど、これは町長が会長、事務局長もまちづくり課長です。

そういう形で今回出しましたのは、議会からも決算の時に具申がありまして交流センターを充実せよということでしたので、仕事はこの前の弁当の配布もそうですけれど、ほとんど12時間程度ぐらいしか職員は勤務をしておりません、そっちの方に。一つは、九州電力の方も12日間ぐらいでございます。全体のまちづくりとして私はそこに出した。しかし、それは来年の3月31日までです。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

町長、いいですか、ふるさと交流センターというものの目的はまちづくりではないんですよ、観光事業なんですよ。町長、持っておられるでしょう、私は持ってきていますけれど、目的とか事業内容は5つありますけれど、弁当のチラシ配布とかは完全に間違っているんですよ。観光事業に徹しなければいけない。

ふるさと交流センターは、そもそも144名の会員で組織されているんですよ。会員からの会費、町からの年間平均補助金約635万円程度。それから、ふるさと交流センター独自の稼ぐ独自の収入。これらで運営されているんですよ。

このような組織がなぜ今言われるようなことになるのかわかりません。町長は確かに会長になっておられます。まちづくり課長はその事務局長。これは充て職なんです、充て職。やはり、そういうところをきちんとしてやらないと、このふるさと交流センターを設立した目的から逸脱していますし、法律をしっかりと、あるいは解説を見て、やはり県の方とも相談されて、弁護士とも相談されて、やはりこういうのはやらないと非常に具合が悪いということになります。これ以上やっていたら次の質問時間がないので次の質問に移ります。

次は、〇〇職員の人事管理について質問をいたします。病気休暇について教育長は条件で可能と言われました。この条件とは何ですか。この90日を超えて何日も許可できるというこの条件をもう少し説明してください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

根拠としましては、東彼杵町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の第 21 条、病気休暇期間の通算について規定されておりまして、職員が病気休暇後勤務に服した場合において 90 日以内に同一疾病により再び病気休暇を受けようとする時は、その前後の休暇の期間は通算するものとする規定されており、病気休暇後勤務に服した日が 90 日を超えておりますので前後の休暇は通算されず、再度病気休暇が取得できると解釈されたものと思います。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

そこは、教育長、違うんですよ。町の規則第 22 条を見られましたか。22 条にこう書いてあるんですよ、療養期間の通算 1 年以内かつ前後の休暇の期間は、90 日を超えている時は、超えている時は、病気休暇は与えないと明確にうたわれています。これに、明らかに抵触しているんですよ。また、上部規則の国の法律にも病気休暇は必要最小限の期間、原則として 90 日以内、これに基づいて町の条例規則は定められて、今のように、何回もそういうことをして取ってはいけませんよということ防止のために定めてあるんです。だから、その解釈を誤ったんですよ。

今、教育長が言われているように言われたものだから 90 日を超えて 195 日間という病気休暇を与えてしまった。では、ずっと与えれば良いではないですか、なぜ休職にしているのですか。お答えください。病気休暇の方は職員さんは 100% 給料をもらえるのですよ。その方が良いではないですか。何回でも繰り返して取らせれば良いではないですか。なぜ、今回は休職にしたのですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

90 日を連続して超える時には休職処分をするということで休職をさせております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今の教育長の答弁は答弁になっていませんよ。全然意味がわからない。

では、90 日を超えて 195 日間病気休暇を許可された許可権者はどなただったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

前教育長であります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

前教育長なんですか、本当ですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

失礼しました、教育委員会であります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

病気休暇の許可権者は、例えば、町長部局によっては課長です。教育委員会によっては岡木次長ではないんですか。もう一回お答えください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

専決処分ですので岡木次長でございます。報告を受けるということになっています。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

嘘を言ってはいけませんよ。そこは勉強してくださいよ。わからない時は隣に岡木次長がおられますから聞いてください。

では、病気給料 100% ですよ、給料 100%、90 日を超えても 100% ですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

90 日を超えた場合には病気休暇は取れませんので、欠勤となりまして給与はございません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

90 日を超えて 195 日許可されたじゃないですか。そのことを、90 日を超えた給料はどうなったのですかという質問ですよ。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

超えた期間の給料は町から支払われております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

支払われているから何%、100% ですか、30%、どのくらいですかという質問です。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

100%支払われております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

ここが問題なんです。やはり皆さん規則を勉強しておられない。町の規則、職員の給与の半減に関する規則というのがございます。町が定めた規則ですよ。90 日を超える病気休暇については半額となっているんですよ。と言うことは、100%出しているということは、50%多くその職員に交付しているのだから、公金の大幅な負担になります。これは返してもらわないといけない。こういうことになります。もう一回調べて見てください。時間がかかるので質問しませんけれど。

次の質問にいきます。病気休暇 90 日取得後に、平成 30 年 6 月の時点の病気休暇 23 日間を休職の分限処分にする必要があったと私は考えているんですよ、90 日取った後の病気休暇を。その後、加瀬川前教育長は、無断欠勤が続いたから停職 6 か月の処分が妥当と判断をした。このように答弁されておられました。とすれば、無断欠勤が続いたからとすれば、平成 30 年 6 月 6 日と 7 日の 2 日間の欠勤をしています。この欠勤は連絡があったから処分をしなかったのでしょうか。さっきの教育長の答弁でいけば。

それから、6 月 8 日から 30 日まで病気休暇を取得しています。と言うことは、本人と十分連絡が取れたということなんですよ。と言うことは、この 90 日病気休暇取った後に休職処分ができたこと、こういうこと、連絡が取れていたのですから。

そうすると、今までの教育長の答弁は矛盾した答弁であったということになるんです。その時に、次の時に 90 日病気休暇を取った後にきちんと分限処分を教育委員会がやっていれば〇〇職員の欠勤 154 日間、それから停職 6 か月の処分を未然に防止できたんですよ。回避することができたんですよ。処分を下さなくて済んだんです。と私は考えます。教育長はどう思われますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

90 日を超えた時点で休職処分をすべきだったと思います。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

そのとおりなんです。その時に休職処分を行ってれば 154 日間の欠勤を防止することができたし、6 か月の停職処分も下すことはなかったんです。だから、この教育委員会のこの人事管理は極めて不適切と言わざるを得ません。1 人の職員の人生を変えてしまったんですよ。本当は欠勤 154 日間しなくて済んだのを欠勤してしまった。それから、停職 6 か月の処分を下さなくていいものを下してしまった。分限処分、休職をというやつをやってればよかったです。

非常に、この病気休暇についてもまだ疑問点はたくさんあるんです。ここで全部言うわけにはいきません。次の質問にいきます。

今度は休職について、教育委員会は審議をしたということでございました。資料を見てください。

私が配った資料、一般質問資料その2です。この休職処分は、全部で5回やっておられます。5回の休職処分がありました。その内、No.2の休職処分を見てください。上から2番目、今年4月1日から5月31日までの休職処分の議題が議事録に載っていません。教育委員会の審議はいつされたのですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

この時点では、町長部局におりましたので教育委員会では審議しておりません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

この時には町長部局だったから町長部局がやったという教育長。

では、町長にお尋ねします。町長部局の審議はいつされたのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

本件の休職処分については、3月2日にまず1回目の休職処分ということで審議をしています。その後の継続の休職でございますので、そのまま引き継ぎ町長は任命権者として休職を発令したということでございまして、諮問機関である処分審査会は開催を省略しています。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

ちょっとおかしいんですよ、3月2日の休職の診断書を見てください。これは、令和2年1月1日、No.1です。No.1休職期間。No.1によると令和2年1月1日より3月31日まで自宅療養及び通院治療を要するという内容なんですよ。これに基づいて教育委員会は、令和2年3月2日の定例会において、先ほど言われましたね、休職期間を令和2年3月2日から令和2年3月31日までの期間とするという教育委員会の処分が議決されているんですよ。

すなわち、その後の4月1日からの休職は議決されていません。継続と言う方が無理がある。そんな道理は済むわけではないではないですか。議決していないんですから。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）



4月1日からは町長部局に出向を命じておられますので任命権者が町長となっております。教育委員会での審議等は必要ございませんで、町長の辞令による休職発令であっているものでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

おかしいですよ、大体、3月31日は、思い出してください、いいですか、前教育長が辞職された日ですよ。その前に、本当は4月1日からだったら3月31日以前に教育委員会でやっておかないといけなかったんです、4月1日から休職を出すのであれば。当然、懲戒分限審査委員会はその前にやっておかないといけない。だから、懲戒分限審査委員会もやっていません。それから教育委員会の議決も行われていない。こういうことなんです。こんないい加減な答弁をしてもらっては困ります。これは議決をしていない休職処分と言わざるを得ません。

次の質問にいきます。もう一回資料2を見てください。今度は太枠です。太枠のところ、太枠をしています。No.3のところ。

No.3の診断書は、令和2年7月15日から8月31日までの期間、療養とするとなっています。なぜ、なぜ休職の開始時期を8月4日からではなくてもっと先の7月15日にされなかったんですか。早くやってあげれば良かったのでしょうか。それはなぜですか。これは教育長ですよ。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

8月4日に定例教育委員会を予定しておりましたので、そこで審議をするというふうになりました。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

ちんぷんかんぷんな答弁ですよ。

休職の開始時期が8月4日からとなっているのではないですか。一番左が8月4日から8月31日まで休職期間をしたんでしょう。しかしながら、診断書を見てください、診断書では受診した日は7月25日ですよ、7月25日。しかし、診断書の期間は、何かどういうわけか10日間も前で7月15日からとなっているんですよ。おかしいでしょう。こんな、こんな診断書と受診した日が10日間もずれている。おかしいと思いませんか。何か不作為を感じますよ。教育長どうですか。私はここを聞いているんですよ。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

これについては、診断書は本人が受け取っていますが、こちらへの提出が7月27日に受理しています。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

まあ7月27日だとしましょう、それで7月27日に提出されて、懲戒分限審査委員会を実施した日が7月29日にやっていますね。7月29日にやって、もう一つの資料その3を見てください。

そして、教育委員会が議決したのが8月4日、非常に空白期間が多いですよ。7月27日に本人が提出をした。そして、懲戒分限審査委員会が29日、そして、教育委員会の議決が8月4日、これまたスピーディーさがない。なぜこうなったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

審査会の報告を受けてすぐに招集して教育委員会を開くということができませんでしたので、定例の4日に審議することになりました。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

すぐできなかつたとはなぜできなかつたんですか、お答えください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

8月4日に予定をしております、本人にも8月4日に審議をするということで伝えておりました、そこは早める努力が足りなかつたと思います。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

8月4日に定例会が開かれたから8月4日まで延ばしたと、こんなこととしては教育委員会の体を成していないですよ。これは1人の職員の人生に関わる問題ですよ。

7月25日に分限審査委員会が終わられたら、その直後の30日に直ちに臨時会を開いて教育委員さん達を呼んで、これは職員の人生に関わる問題です。そんな、次の定例会が8月4日に開かれるから8月4日にやりました。その8月4日やったのもおかしいんですよ。8月4日から休職になっているのに、8月4日の午後3時に開かれているんですよ。8月1日8時30分から休職を命じているのでしょ。もう、許可する前から本人は8時30分から休職に入っているんですよ、4日の。これもおかしいと思いませんか、教育長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

この点につきましては、確かに8月4日の15時以降の開催でございましたが、同日付けで処分は4日となっておりますので、休職は1日単位でございますので、15時以降に承認されてもその日1日全部を休職にするという、そういう扱いでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

馬鹿なことを言っではいけませんよ。処分した後には許可するとか。見切り発車ではないですか。そんな馬鹿な、本気で言われたんですか。これは議事録に残っているんですよ、教育長の答弁は。後で訂正しますからと言われても困りますけれどね。

これはこういうことではなくて、8月4日から下すのであれば、少なくとも3日に教育委員会の審議をしておかなければいけない、少なくとも。そして、7月29日に懲戒分限審査委員会が開かれているわけですから7月29日にやるか、少なくとも翌日、7月30日には遅くともやらないと。こういうことでやらないと私は駄目ではないかなと思っております。これの質問もこれ以上長くやっていると質問時間がなくなりますので次の質問にいきたいと思います。

次は欠勤について。欠勤について教育長は、やむを得ない場合正しいと言われましたね、これが私はわからない。欠勤にやむを得ない場合とやむを得る場合と2種類あるということですか、お答えください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

実態としてということでしたので、実態としては無断欠勤と連絡があった、その連絡もやむを得ない場合は病気でどうしても動けないという、実態としてそういうのがあったということで、それを含めた日数としては正しいというふうにお答えいたしました。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

平成30年11月16日から平成31年1月31日まで48日間欠勤をしたということで前教育長、教育委員会ですね、教育委員会は停職6か月の処分を、本当は教育長がされた。本当は教育長はやってはいけないんですよ、教育委員会ですね、分限の責任者は、停職6か月の処分を下されております。しかし、実際には、書いてくださいよ、欠勤は11月16日からではないんですよ。実際には平成30年10月1日から平成31年1月31日。1月31日の方はオッケー、合っています。要するに79日間に欠勤が及んでいたんですよ。それを、なぜ79日間の欠勤を48日間として処分をされたのか。その理由をお聞かせください、簡潔に。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

東彼杵町職員の懲戒処分の基準等に関する規定の第3条に、懲戒処分の標準では別表のとおりとするとありまして、その別表には、次の処分事由として、正当な理由なくと明記されておりましたので、その正当理由がなかった部分と理由があった部分と分けております。そういうことで、日数が3段階に分けてありますが、今回の場合、3段階のウの正当な理由なく21日以上の間欠勤を、勤務を欠いた職員に該当すると考えております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

教育長の説明はやはりわかりません。なぜ、では 48 日間は正当な理由がなかった、後の 79 引く 48、後 31 日は正当な理由があったということですか、お答えください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

病気で出勤できないということでございますのでやむを得ない、正当な理由というふうに判断したと思われまます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

病気で欠勤だったら病気休暇なんです。いいですか、そして、さっきも言うように 90 日過ぎて病気だったら休職処分なんです。だから、そもそも教育委員会としての人事管理の勉強が正にお粗末と言わざるを得ません。こういうことをやっていたら笑われますよ。

県の人事課人事班に電話して聞きました。私、2 回も電話して聞きました。笑ってました。欠勤に 2 種類あるんですかと言ったら、笑ってました、ありません。正当な理由、正当な理由はない、ありません。多少 1 日か 2 日はあるでしょう、病気で来れないというのは。しかし、こんなに長く続くような欠勤を、連絡があったから処分をしない、連絡がなかったから処分しない、処分をする。こんなのはおかしいですよ。もっと考えないといけません。

何回も言いますよ、病気休暇。まず有給休暇を取りますよね、その次、有給休暇がなくなったら病気休暇ですよ、90 日。それで病気休暇を 90 日取って身体の具合が悪かったら次は警告を発して、次はあなたは有給休暇がないですよ、病気休暇も 90 日ですよ、あと少しで。後は分限処分になりますよということを警告を発して受診命令を下さなければいけないんですよ。いいですか。

そういった手順をびたっとしておかないと、今度は、後で質問しますけれど、そういうことをやらないといけませんということになる。いいですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほど申し上げましたように病気休暇が 90 日を超えたら休職処分をするべきだったと私も考えておりますので、これまでの一連の事務処理については問題があったと考えております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

では、この件、懲戒分限審査委員会にあられたのは、教育委員会の議事録によると、松山総務課長、森会計課長と加瀬川前教育長でした。当然、この審査に当たる際、出勤簿やタイムカードなどを見て勤務状況等を調査しなければなりません。この欠勤 79 日間の事実は知っておられたんですよ。知っていたのか知らなかったのか、総務課長に答えていただいていいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

48 日間は連絡がない、無断欠勤ということは聞いておりますし、その前にも年次有給休暇がなく欠勤状態が続いていることは承知しておりました。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

79 日間欠勤も知っていたということによろしいですね。

となれば、知っていたなれば、やはりこの欠勤 79 日間でもって懲戒分限審査の議題に上がっていかなければいけないんですよ。48 日間では駄目なんですよ。と思いませんか。町長。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、私は思いますのは、確かに病休の後に休職をして、その後分限懲戒審査委員会を開かなければならなかったのは手順が間違いです。これは大石議員がおっしゃるとおりです。第 1 歩が間違っておりましたので、粒崎教育長も前の加瀬川教育長のこともありまして、なかなか簡明に答弁できませんが、確かに指摘のとおりこの処分は間違っていたということは私は申し上げておきたいと思えます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

粒崎教育長の時もあるんですよ、欠勤を黙認されているやつが。言いましょうか。つい最近でも 7 月 20 日から 8 月 3 日まで〇〇職員は 9 日間欠勤をしておりますね。していますか、していませんかお答えください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

20 日から欠勤をしております。

○——△——

しておりますね。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

欠勤をしているんですよ。欠勤をしているにもかかわらず、やはりこれも不問ですよ。何もお咎めなし。これはあり得なかったのでしょうか、教育長。やはり処分をするべきだったのでしょうかですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

これについては、無断ではなかったということで、連絡がっておりますので無断欠勤とは捉えていないと思います。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

教育長は、欠勤した場合、連絡すれば処分をしないという見解でよろしいですね。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

無断欠勤の場合は。

○——△——

質問に答えてください。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

無断ではない。無断欠勤ではなくて、欠勤する場合連絡をすれば、今日休みますと連絡をすればもう処分しないと、欠勤ということでよろしいですか、教育長の見解はそうですねということです。わかりましたか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

処分はあり得ると思います。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

あり得るのでしょうか。なぜ、だから処分されなかったのですかとさっきから聞いているんですよ。見逃した理由は何ですかと。見逃してはいけなかったのか、見逃して良かったのかどちらですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほど申し上げましたように懲戒処分に該当する事由として正当な理由なくという場合が処分の対象となっておりますので、そういうことも含めております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

だから、その9日間の欠勤が正当な理由はあったんですかと聞いているんですよ。どういう正当

な理由があったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

病気になって出勤できないということでした。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

ちょっと酷いですね、教育長の答弁は。病気休暇だから処分をしないということは理由にならないんです。いいですか、欠勤は欠勤なんです、それほどこにもうたっていません。県の方に聞いてください。県の人事課人事班、あり得ません。

欠勤、処分をしなかった48日以外の欠勤106日間、これを見逃してこられた加瀬川前教育長、それから粒崎教育長、それから岡木次長。それから、この懲戒分限審査委員会に関わられた方々の委員の方々の責任は重大だと私は思っております。

厳しい言い方になりますけれど、これは重大な組織的隠蔽とも言いたくなるような行為であったと私は考えております。欠勤がこのように長期間続いていながら正当に処分をしない、この組織的隠蔽、身内への甘い体質、根本から見直す必要があるかと思えます。

健全な組織づくりは、やはり信賞必罰、これが原点ですよ。見逃してはいけないと私は思います。

それで、質問です。質問をがらっと変えます。この長期欠勤に対して、今まで町の規則で定める、規則で定めてあるんですよ、注意指導、それから警告書、交付、これはされましたか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

診断書の提出等は口頭で指導しています。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

これは口頭では駄目なんです、警告書は文書で発しなければいけません。

あと、質問時間がなくなってきたので、中学校の制服問題があるんですけど、中学校制服の問題に移りたいと思います。

教育長の方でいろいろ努力されていることは多とします。この中学校の制服の過程において子どもたちの希望を聞いて当初参考にされたということ、これは評価をしたいと思っております。

しかしながら、保護者の視線で近隣市町の制服の価格等の調査をして、保護者の方々の意見を先ほどもありましたが聞いていないということですね。文書でやるということですけど、意見を十分聴取されなかった点は極めて不適切と私は考えております。

特に、見積もりも取らず発注されたことは、当時3年生、2年生は無償配布でした。町の税金の使い方にも問題点の提起をしました。お子さんたち、子どもたちのご家庭の中には、電気代、水道

代、ガス代等の生活費及び教育費等、ぎりぎりの生活をしておられるご家庭が少なくありません。このような生活弱者の方に想いを寄せた行政を今後十分配慮していただきたいと思います。

それから、〇〇職員の欠勤 154 日間、病気休暇 193 日間、休職処分手続き等に対するこれまでの教育委員会や町の人事管理のあり方、特に組織的隠蔽と思われるような体質には、正直言って、私はびっくりしました、資料を見て、答弁を聞いて。組織として体を成していないというのは私の感想であります、厳しい言い方ですけど。現状の人事管理、極めてずさんであり、問題点が多すぎます。抜本的改革を図ってください。

また、職員の服務指導のあり方も含めて町当局あげて検討を図ってください。

ソリッソリッソの施設の契約やふるさと交流センターに派遣で勤務している職員の件も問題だと思っております。

今後の出直しの改革と関係者の厳しい処分を検討されてください。

また、中学校の制服問題、繰り返しになりますけれど業者への見積もりはしっかり取る。また、保護者の方々の声はしっかり聞く。ということに留意をされて問題解決にあたられてください。以上をもって、私の一般質問を終わります。

#### ○議長（吉永秀俊君）

以上で 5 番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 54 分）

再開（午前 11 時 09 分）

#### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、時間がまいりましたので休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2 番議員、立山裕次君の質問を許します。2 番議員、立山裕次君。

#### ○2 番（立山裕次君）

それでは、登壇しての質問をさせていただきます。

先ず最初に、町民グラウンド改修後の県大会等の誘致についてということ。

町長は今年度の施政方針の中で、町民グラウンドの改修後、県大会等の誘致を図っていくと言われております。

県大会等には、大きく分けて協会が主催するもの、この協会というのは県の協会です。と地域団体や自治体が主催するものがあります。この地域団体というのは、市や町の協会も含めてです。

そのような中で、県の協会が主催する大会は開催時期も場所も毎年変わりますので、毎年行うためにも、5 月の気候が良い茶市の時に東彼杵町主催で「そのぎ茶市杯」（仮称）を開催し、県内のチーム、野球なら 8 チーム、ソフトボールなら 16 チーム程度を招待して選手や応援の方に茶市に寄っていただければ、お茶や農産物の PR にもなるとは思います。町としてはどのような方法で誘致を考えておられるのかをお尋ねします。

次に、福祉にやさしいまちづくりについて。

町内には町が所有する、あるいは管轄する駐車場が何箇所もあり、そのほとんどに身体障害者用



の駐車スペースがあります。このスペースは本来、健常者の方が停めてはいけない場所ですが、気付かなかったのか気付かないふりなのかわかりませんが停めている人を見かけます。

東彼杵町が福祉に優しいまちづくりを目指すためにも、身体障害者の方がいつでも利用できるようなスペースを開けておくことが大切だと思いますので、その方法の一つとして、健常者の方が一目見て停めてはいけないのだと思うような看板などを設置したら良いのではないかと思います、町の考えをお尋ねします。

最後に、高齢者タクシー利用券の改善について。

町長は今年度の施政方針の中で、高齢者タクシー利用券の改善について検討をしていくと言われている。

事業開始から約1年が経過しますので、該当者の方やご家族の方からいろいろなご意見が出ているのではないかと思います。現時点で、実施要項の変更について、決定していることや検討中のことをお尋ねいたします。以上で、登壇しての質問を終わります。

**○議長（吉永秀俊君）**

町長。

**○町長（岡田伊一郎君）**

それでは立山議員の質問にお答えいたします。

町民グラウンド改修後の県大会等の誘致についてでございますが、スポーツの方は教育委員会の方で答弁をさせていただきます。

私は、高齢者関係では昨年度は5月11日土曜日にねりんピック大会が開催されていますので、そういう大会、グランドゴルフとかゲートボール等もできないか、各種団体との協議を重ねていて、町のグラウンドを使っていただくようお願いをしていきたいと思っております。

次に、福祉に優しいまちづくりについてでございますが、障害者駐車場区画の適正利用でございますけれど、県のグラウンドがありますが、障害者の駐車場が3台ありますけれど、ほとんど、そこに、たぶん健常者の方ではないかという車が停まっているそうでございますので、今後は障害者駐車区域の適正利用ということは、県でしておりますのはパーキングパーミット制度がございます。これは障害者が駐車していることを示す利用証でございますして、車内のルームミラーにかけて使用いたします。本町では福祉係で交付を行っておりますので、先ずはこの制度について広く周知することを行いたいと思っておりますし、ハード面の整備ではカラー舗装など目立つようにすることも必要と思っております。しかしながら、これは交通モラルが、個々人が確認をしていただきたいと思っております。例えば、いろんなショッピングセンターとか空港でもそうでございますけれど、毎回呼びかけが行われております。身体障害者専用の方の駐車場には健常者の方はご遠慮くださいということをやっておりますので、今後、道の駅等もそういう駐車スペースができますので、何らか、職員は出向きはしませんけれど放送等はしてもらうように、皆さん方のモラルの向上でなんとかできないかと思っております。

ただ、先ほど言いましたように、目立つような駐車の方法は考えていかなければならないと思っております。先ほど申しましたシーサイド公園の3台分は、ほとんどそういうことで、トイレの近くでございますからちょっと停めて行かれる、今の駐車場が遠いものですから。そういう感じとなっております。

それから、3番目の高齢者タクシー利用券の改善についてですけれど、地域を回っておりましていろんな意見がでました。例えば使い勝手が悪い、金額を増やして欲しい、1枚1000円にして欲しい。そういうことで、どうしても不便だということでございましたもんですから、今検討を行っておりますのは、使用を、今タクシー会社と協議はいたしておりませんが、自由にお願いをしたいということでございます。

それで、前回、立山議員の方から質問がございました65歳以上でも事情により運転免許証がない方とか、事故で身体の故障になられた方は、役場の方で確認をしまして、そういう交付も取り扱っていきたいと思っております。

それで、もう一つ地区からの要望がっております。町営バス利用の回数券との交換、こういうのもできないか検討いたしてまいりたいと思います。タクシー券を、そういう形で。

それと、距離的に遠い所は、例えば遠目などは役場まで来るのに4000円ぐらいかかるそうでございますので、その辺の距離を考えて少し増額をさせていただきたいなと思っております。今の利用率が非常にあまり良くなって、令和2年3月31日まででございましたけれど、全体的に利用率が34%、非常に低くなっております。それで、1枚も使用していない方が、例えば、小音琴、上杉、太ノ浦地区、そこら辺が出てまいっておりません。やはり、使い勝手が悪かったのかなと思っております。できればそういう形で皆さんの意見をもう一回聞いて、新年度に方針を検討をさせていただいて、これはタクシー会社とも協議をしなければいけませんけれど、自由に使えるような態勢で行かなければ、まだこれが効果が発揮されていないということで、そういう統計も出ておりますので。今後、新年度の予算に向けて協議をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上であります。

**○議長（吉永秀俊君）**

次に教育長。

**○教育長（粒崎秀人君）**

立山議員の質問にお答えします。町民グラウンド改修後の県大会等の誘致についての、スポーツ関係についてにお答えします。

野球やソフトボール等の県大会等の誘致については、各競技団体の協力がないと大会が開催できませんので、各競技団体と一緒に誘致活動をしていただくようお願いをしております。既に、来年度5月にソフトボールの県レベルの大きな大会が、本町で開催できるよう協会の方で交渉していただいております。

また、例年ソフトボールにおいては、県大会や西九州大会予選を本町で実施している状況ですので、来年度以降もいずれかを5月に開催できないか協会を通じて調整を図っていただくようお願いをしております。

更に県民体育大会の野球、ソフトボール競技などの誘致でも検討してまいりたいと思います。以上で、登壇しての質問を終わります。

**○議長（吉永秀俊君）**

ここで、先ほどの町長の訂正をと申し出がありましたのでこれを許可します。町長。

**○町長（岡田伊一郎君）**

先ほど、間違った言い方をしたような感じがしたんですが、小音琴地区が券を1枚も使用してい

ない方が0ということです。ほとんど、31%の方が利用されているということで、ちょっと言い回しが悪かったんですが、太ノ浦地区も25%利用されておりまして、1枚も利用していない方がいない、0ということですね。だから、利用されているということです。ちょっと難しい言い方ですけど、小音琴が0と言いましたのは、利用をされている。交付した方の中で1人に1回は利用をされているということです。誰も利用していないというところはないということです。誰もほとんど利用していないのが東宿が多いです。14名の方は、交付をしておりますけれど1枚も利用されていないということです。

そういうことございまして、このタクシー利用券の、一番利用率が多かったのは、100%の上杉地区でございます。上杉は全部タクシーで使いきっていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

町民グラウンド改修後の県大会等の誘致等についてですが、先ずその前に確認をさせていただきます。グラウンドの改修工事が11月末で終わるということで聞いておりますが、現在のところ改修工事は終わったのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

終わっております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

もう一つ確認です。グラウンドの改修は終わったみたいですが、屋外トイレの改修工事も3月末に終わる予定で、11月の中旬に入札予定となっているのですが、入札の方は済んだのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

残りの改修事業としまして夜間照明施設の改修と、議員のご質問にありますBコートの屋外トイレが2つありますけれど、いずれも入札は終わっております。来年3月末の工期で準備に入っているところです。

また、この後契約についてご審議をお願いすることになります夜間照明設備も入札は終わって契約の途中ということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

それでは、誘致の関係にいきたいと思います。

私が野球やソフトボールとかをしている関係で片寄った意見だったかもしれませんが、町長がおっしゃるとおりねんりんピックとか、そういうものも考えていかなければならないのかと思いますが、教育長の方からありました県の大会ソフトボール、毎年、毎年と言いますか今年も5月に行いたいということで県の方に打診をされているということですが、私も書いていますけれど毎年できるということが確実にどうかはどう思われますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

確実に行われるかどうかはわかりません。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

確実に行われるかどうかはわからないと思うんですよね。先ほど言われましたけれど、県大会をする場合は各協会等の力と言いますか協議と言いますか、そういうのがあるというふうに教育長は答弁されたと思うんですけれど、長崎市や大村市は単独のソフトボールチームが各市町村のチームに連絡をされているところが多々あります。そこには審判とか各市町村の協会とかにお願いをされたりしていますけれど、実際、私たちも長崎とか何回か行ったことがありますので。

私が書いているのは、東彼杵町が主催した場合は、東彼杵町の中にソフトボール協会あるいは野球協会がありますので、そこに応援を頼めば当然できるのではないかと思っています。まず、このことについて全く考えていらっしやらないのかをお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

本町主催の大会ができないかは検討しています。是非開催したいなと思いますけれど、関係機関との、関係団体との調整もごさいます。

それから、課題としてどの範囲まで呼ぶか、チーム数が多いですので2日間ぐらいで消化できるのか、その辺の課題はありますので、そういうことも含めて検討していきたいと思っています。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

検討をされるということみたいなんですけれど、いつするかを先ず決めないと検討する期間も決まってくるかなと思います。普通、県の大会を開くには2か月、3か月はたぶんいるかなと。周知をするまでに1か月は掛かると思いますので。

私がこう言っているのは5月の茶市という時期を考えていましたので、2月ぐらいまでには進めただけなのであれば進めなければならないと思いますし、先ほど何チームを招待したらという

のは、東彼杵町が主催すれば東彼杵町が決めて当然良いと思います、10 チームでも 20 チームでも。そこは経験された方が多々いらっしゃると思いますので、町の中にも協会もいくらかあります。ソフトとか野球以外にもバレーとかありますので、そういう方たちも各県大会等に行かれたことがあると思いますので、そういう方にご協力をいただければ町の中で考えるよりも早く答えが出るのではないかと思います。このことについて町の体育協会にご相談等はされたのですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

相談はしておりません。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

町の体育協会などにされた方が、教育長もいろんな経験をされていると思いますけれど、なかなかお1人の考えでは難しいかと思しますので、是非、町の体育協会等にご相談をされて進めていただきたいと思ひます。

もし、これは町長になると思ひますけれど、もし茶市の時期に、茶市があるのかないか、まだコロナの影響でわかりませんが、あるという仮定の中ですけれど、茶市の時に毎年するという、この一つの案、これについてどういふふうに思われますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

もし、そういう冠を付けてするなら態勢も整えなければいけませんけれど、私はその前に、例えばここで県大会をもし開催していただけたらなれば、お茶もそのぎ茶シェイクとかペットボトルで飲めるような感じのお茶もごさいますので、先ずそういう農産物としてはそういう形で推進を、先ずそのぎ茶を知ってもらうためにはどうかなと思ひております。

それで、茶市の時に日程がそろえれば良いんでしょうけれど、そういうことで茶市が最後は日曜日、土曜、日曜となるのが、金曜日から始まるんですね。ですから、大体、大会は私の考えですけど、県大会などは土曜から日曜にかけてされると思ひますので、もし日程が合えば、冠でも付けられればそういう形でもしたいと思ひます。

今後、私は、今質問にあつていませんけれど、こけら落としでどこか有名なチームと言うか、高校生も小学生も、そういう形で一度体験をしていただけないかなと言うことも考へております。それが茶市の時期になるかどうかはわかりませんが、そういう感じだと思ひております。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

今、こけら落としの件が出たんですけど、後で聞こうかと思ひていたんですけど、先ほど教育長は、5 月に県大会をという話をされたかと思ひていますが、こけら落としはその前にされると思ひうんですけど、その準備というのはまだ、先ほどの町長の言葉では準備もまだしてないよう

な言葉みたいでしたけれど、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはまだ私がちょっと考えておまして、当然教育委員会とも協議をしなければなりません。高校も社会人もですけど子どもたちも、子どもたちの大会があれば保護者の方がたくさんお見えになるということは十分今までの経験でありますので、そういう感じで、何回かに分けてできないかなと。それで、照明も今度 LED に替わりますし、ナイターも素晴らしい所になりますので、そういうものを先ず知っていただければ、東彼杵町に来てやりたい。と言いますのは、私は思っておりますのは、松浦とか島原とか長崎もそうですけれど、丁度東彼杵町が中間で、距離的に、その辺だけでも感覚を覚えてもらえれば、東彼杵町でやりたいということも、こちらから誘致をしなくても声上がるのではないかとということも期待をいたしております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

町長が言われたとおりで、総合会館もかなり利用がなっています。私たちなどは長崎であろうと平戸であろうと島原であろうと、朝 6 時ぐらいに起きて行けば間に合うんですけど、以前、南島原であった時に、平戸の方が朝 4 時に起きて出てきた。それを聞いた時に東彼杵町で良かったと思いました。逆に言うと、東彼杵町とか大村でやってもらえないかという声もたくさん聞いておりますので、やはり需要と言いますか需要があると思っておりますので、できれば東彼杵町主催で毎年行ってもらえればなと思います。

それで、茶市があって茶市の時にできるのであれば、茶市の時に使えるような振興券みたいなものを各チームに、例えば 500 円券を 10 枚とか配布されたら、それを使った上にまたいくら使われるかなと思いますので、そういうところも検討させていただきたいと思います。

次に、福祉に優しいまちづくりについてをいきます。私が勝手に東彼杵町が福祉に優しいまちづくりを目指すためにもと書いているんですけど、東彼杵町としては福祉に優しいまちづくりを目指しているのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、当然支え合いのまちづくりということもございますけれど、先ずはそういう感じで、福祉に特化して優しいまちづくりを目指していかなければならないと私も思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

そうしたら、町長が言われたシーサイド公園のトイレの前の駐車場だと思います、3 か所あります。今年コロナの影響で、魚釣りとかグラウンドを走ったり歩いたりされる方がかなり来ておられ

ました。私もたまに歩きますので、長時間停めている車がありましたので、たまたまですけれど、何人かの方にここは身体障害者の方の駐車場なんですよと言いましたら、わかりませんでした。本当かどうかは抜きとして、わかりませんでしたと言われたんです。看板があるんですけれど、トラック側にあるんですよ。わかりますよね、まん前ではなく。言われるたらそうなのかなと思ひまして、今回、そういうところを何箇所か見て回りまして、役場庁舎の前にも1か所ありますね。あそこもちょっとわかりづらいと言うか、軽、軽と書いてあるんですよね。その横に車椅子の方のマークがあります。軽、軽と書いてあって、並んでいるものですからたぶんわかりにくいと思ひます。

あと、道の駅です。道の駅も2か所あるんですけれど、その手前に車が停まっている時が多々あります。一番、左に曲がる所です。看板も何もないんですよ。通り過ぎて初めてここがそういうスペースだったんだとわかるんですけれど。あれがすぐわかるようにしておくべきではないかと思ひて今回この看板をとということでした。

国土交通省が調べたみたいですが、町長も言われた色を塗る、青ですけれど、青に塗った場合と看板を建てた場合は認識度が何%か違うんですけれど、どのくらい違うと思ひれますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

よくわかりませんが、私はカラー舗装のほうが良いのではないかと私は個人的に思ひております。これはどこの駐車場もそうですけれど、モラルの問題なんです。いくらそれを表示しても停められればちょっと駄目だと。だから、私はそういうことで、道の駅は当然そういう塗装もしてもらえと思ひますし、注意も、職員も時々行きますので願ひをしてまいりたいと思ひます。

シーサイド公園は県の施設でございますので、県の方にもそういう表示が、そして守られていないと。トイレが一番近い所でございますものですから、道を挟んで駐車場となって、なかなか便利な方に行つて、短時間ならやむを得ないと思ひますが、長く停まっている車もございませう。この立山議員の質問が生まれてから確認をいたしてあります。そういう感じで、私はパーセンテージはわかりませんが、私はカラー舗装でやらせていただければなと思ひてあります。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

国土交通省が調べたものでいきますと、看板の掲示、提示が38%、何もないよりも認知が上がる。色での塗装が36%になっているみたいです。どちらもあまり変わりはないんですけれど、できれば、よければどちらもしてもらえれば一番良いかなと思ひます。

それで、ご存知だと思ひますけれど、国交省の社会資本整備総合交付金というものを使って地方公共団体とか民間の事業者などにも交付金が出るような仕組みがあるそうです。こういうものを使われたら、ものすごくお金は掛からないと思ひますけれど、やはりこういうものを使えば、東彼杵町はこういうことに関して一生懸命やっているということを示すアピールもできると思ひますので。

特に、今度、道の駅が広がりますね。身体障害者の方の駐車スペースを取らなくては行けない

んですけれど、あるいは50台に1台以上となっているみたいですね、国交省の中で。今度は何台ぐらいになるのでしょうか、駐車場自体は。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

大変申し訳ございません。台数の把握までいたしておりません。確認をしてご報告をしたいと思っております。申し訳ございません。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

台数は後で結構なんですけれど、先ほど言いました50台に1区画以上となっております。今現在2区画ありますので、100台までは十分、十分と言いますか良いですけれど、何日間か道の駅の所も見たんですけれど、車椅子の方はほとんどいらっしゃいませんでした。ただ、杖をついてお店に入られる、トイレに行かれるご高齢の方が何名かいらっしゃって使っていらっしゃいました。そういうことを考えた場合、50台で1台、100台で2台以上なんですけれど、バリアフリー法というので町の条例を定めれば、それ以上の台数をできるというふうになっているみたいです。今度の道の駅の場合、かなり拡張されるのではないかと思いますので、もっと増やしてご高齢の方や身体障害者の方も来やすいスペースを作っていただきたいと思っております。

これは、後で町長に見てもらおうかなと思うんですけれど、ある自治体が作っているんですけれど、停めないでくださいと、こういうマークが付いている駐車場には普通の方は。こういう目立つような、もしよければ看板を最終的には作っていただきたいなと思っておりますので、そこら辺はよろしくお願いしたいと思っております。要望しておきます。

次に高齢者タクシー利用券ですけれど、町長が言われた自由にとという言葉が使われたんですけれど、もうちょっと詳しく、もしよかったらお願いできますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今まで1人1回で500円と決めて、例えば2人乗られれば1000円、その券からとしていましたけれど、その制限を設けずに、自分で行かれる距離で。毎日タクシーを使われる金額は出せませんが、その交付したチケットの中で、自分で、裁量で使っていただくということですね。例えば、500円出しても距離が遠かったら自己負担がいっぱいあるのでちょっと使えないという方もいらっしゃいましたものですから。先ほども申しましたように、34%しか利用率がない実績ということは、やはり改善の方法がある。悪いところは悪いと見直してやっていきたいので、今度は、言いましたようにバスの方の回数券を換えることはできないかという意見もあっておりますので、バスに、例



えば 1000 円分だったら回数券を 1000 円分交換してもらおうということで検討しております。いろんな方法でして、距離も、例えば辺地地区とか金額を決めて、少し予算の方に計上させていただければと思っております。

今の状況からすると利用がないということはあまり便利ではないという状況だと思っております。

自由にということは、自分で、例えば 1 万円の範囲で今日は 2000 円使おう、次はまたそういう金額で使おうということです。今までは、1 回に 1 人につき 500 円と決めていたものですから、なかなか使い勝手が悪かったのかなと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

1 回 500 円というのを、先ずは取っ払って、今言われた 5000 円でも 1 万円でも使って良いということは考えていらっしゃるということでよろしいですかね。

使っていない方が多いのは、使い方が不便だということがひとつはあるかと思うんですけど、今言われた地域的なものも確かにあるのではないかと思います。今、譲渡はできないとなっているのですが、もし、75 歳以上の方で運転免許証を持たない方であれば、町長が言われた遠くの方に関して、遠距離の方に関しては、予算を使ってでもという言葉がありましたけれど、使わない方がいらっしゃるって、例えば遠目とか蕪の方とか遠くの方が使ってしまったから使っていない方が町の中心地の方にいらっしゃる場合、そういう権利がある方です、75 歳以上の方には譲渡しても良いのではないかと思うんですけど、それについてはどう思われますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その譲渡については、私は無理ではないかなと思っております。これは、個々人に政策としては大体公平に行き渡るようにしているものですから、1 人の人が残したから 1 人で 3 万円、3 人分使うというのは私としてはちょっと考えていません。

そういう種別の判断も難しいですので、とりあえずは、皆さんにお願いして使用してもらおうようにしているのですが、使い勝手が悪いということだけでそういう方法の改善から先にさせていただきたいということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

今年の 1 月から利用をされていますけれど、最初の実施要綱をいただいたのが去年の 11 月 12 日、11 月以降なんです。1 月に始まりまして 3 月の施政方針で町長がいろいろ不便だということが出てきましたということの問題視しているんです。その間が 2 か月、3 か月しかないんですよ。もし可能であれば、今考えていらっしゃる、検討していることを、1 月の広報で、できれば流してもらって、現在使われている方が一番わかると思うんですよ、本当にどうということをして欲しいかというのが。そういうのを例えば、1 月末とか 2 月中旬までに話をいただいて、3 月までに町の方がもう

一回精査できるのではないかと思うんですけど、それについてはどう思われますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その点につきましては、各、東彼杵町もそうですけれど、大村、嬉野、川棚の各会社と交渉を行っておりますので、今ここで急に变えることは無理です。会社の同意も得なければいけません。私の方法として今申し上げましたのは、次の回からということでございますので、そういうことで、今回は今の態勢をすぐには変えることはちょっと無理かなと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

次の回からと言われましたが、次の回というのは令和4年の4月からですか。今度の4月からということですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

令和2年度はこのまま行って、令和3年4月からそういう態勢を変えてはどうかなと交渉をしていかなければいけません、会社ともです。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

会社との交渉は必要かとももちろん思いますけれど、その前に町長が考えていらっしゃる、利用されている方々のご意見等を吸い上げていらっしゃると思うんですけど、その中で今町としてはこう考えていますよということはまだ皆さんに伝わっていない状況だと思うんです。

なので、今度1月の広報紙に間に合うかなと思うんです。今度の4月からこうしたいと思っておりますがと。その中で、皆さんからのご意見を1月末や2月の中旬までにいただいて、もしかしたらそこでもっと良い案が、実際使われている方からあるのではないかと私は思っておりますので、3月の時点では間に合うのかなと。今までされたのは、広報とかでされたわけではなく、いろんな会議とかに出た時に聞かれたものかと思うんですよ。そういうことができないのでしょうかということでお尋ねです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは手順がございまして、やはり、今から始めてあと3か月、4か月もないんですけど、申請受付もしなければいけないし、こちらから洗い出しもしなければいけません。そういう形で、今スタートしても来年の2月ぐらいにスタートということではちょっと無理です。

まず、今議会で、私がこういうことを申し上げましたけれど、会社と話し合いをして受けられないとなれば頓挫しますし、そういう形で、進める話の手順として先ずは職員が出向いて、皆さんの

ご意見をお聞きして、そして、今度はこちらから 4 月に始めるならそれまでの準備が要ります。2 月からということはちょっと無理だと私は思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

最後ですけど、町バスです、町営バスとして使えないか、その辺の、今使っている方からもうちょっとその辺を詳しく教えてもらっていいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

バスの回数券との交換です。例えば 1000 円分を。バスも利用したいというご意見がございましたものですから、タクシーではなくて、町の路線バスを券で利用したいということでございましたものから、検討できないかしているところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

要するに 500 円券で、それを 5 回乗れるようにして欲しいということが出ているということですか。

それは、検討されているのでしょうか、それともするという考えなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その辺もまたバスをお願いしているところと協議をしますけれど、私の考えとしては車内で交換ができるような形にできないかお願いをしていきたいと思っております。是非、そうさせていただきたいと思えます。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

以上で終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これで、2 番議員、立山裕次君の質問を終わります。

先ほどの保留の分で駐車場の台数がわかったようでございますので、まちづくり課長の方から答弁します。まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

ご質問を受けておりました重点道の駅での今現在の身障者用の駐車場の予定台数ですが、2 台でございませう。予定をされております。以上でございませう。

○——△——

全体。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

全体につきましては、普通車が69台でございます。大型車両が10台、計79台でございます、その他に身障者用ということで2台ということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時51分）

再開（午後01時12分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、定刻前でございますけれども全員お揃いのようにございますので、休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、4番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

それでは先に通告しておりました次の2点についてお伺いをいたします。

1点目、コロナ禍での人口減少対策についてでございます。

連日のようにコロナ関連のニュースが報道され、第3波による感染者数は、全国で一日約2,000人以上にも上ると発表されています。ここに、コロナ感染によりお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、ご冥福をお祈りいたします。

また、現在治療を受けておられる方々の一日も早い回復と、昼夜を問わず治療に当たっておられる医療従事者の方々に労いと感謝を申し上げます。

そんな中で、全国的にも言えることですが、本町での人口も年を増すごとに減少を続けており、近年、毎年約100人が減少しているところです。

町としても、人口減少に歯止めをかけるため移住定住に向けたいろいろな施策が講じられ、今日に至っていますが、なかなか思うように進まないのが現実ではないかと推察します。

今年は国勢調査の年でもあり、近年の推移と今後の対策について伺います。

先ず1点目でございますが、近年の住民登録人口と国勢調査の人口はどのような推移しているのか。また、その差は、どのようなになっているのか。

2点目、人口減少対策として移住定住支援策等が講じられてきましたが、その推移はどのようなになっているのか。また、効果についてはどうなのか。更に流出についてはどうなのか。

3点目、3分の1以上が65歳以上という超高齢化社会の中での対策はどのようにとっていかれるのか。車の免許を持たない交通弱者への対策としてタクシー券が発行されましたが、他の手段も考えられないか。

4点目でございます。若い人が安心して暮らせる、住みやすい環境を見出すための施策はどのように考えておられるのか。

5点目、コロナ禍でのリモートワーク等が会社によっては進んでいるのではないかと思います。都市部から若い人を呼び込むための環境整備を図る上での施策等は考えられないか。

大きな2点目、コロナ禍での各種事業に対する施策について。

新型コロナウイルス感染症が発生してから約1年弱になりますが、本町での各種事業での影響は計り知れないものがあると推察します。国や県でもいろいろな支援策が講じられてきましたが、本町として、どのような対策をとってこられたのか。また、今後の見通しと、対策はどのように考えておられるのか。

1点目、商工業については、各種事業についてどのような推移になっているのか。また、発展のための対策は、現在整備がなされている道の駅を含めどのように考えておられるか。

2点目、農業では、各作目についてどのような推移になっているのか。また、新規就農者支援対策を含め今後の町全体像はどのように考えておられるのか。

3点目、漁業では、どのような推移になっているのか。また、今後の対策はどのように考えておられるのか。登壇での質問を終わります。

#### ○議長（吉永秀俊君）

町長。

#### ○町長（岡田伊一郎君）

それでは、浪瀬議員の質問にお答えをいたします。

近年の住民登録と国勢調査の人口の推移でございますが、2020年国勢調査が行われましたけれど、これは参考的に確定数値ではございませんけれど、発表をさせていただきます。

まず、2010年、平成22年です。住民記録人口が9,134人、国勢調査が8,903人。2015年住民記録が8,401人、国勢調査が8,298人。2020年、これは国勢調査推計でございますけれど、住民記録7,796人、国勢調査が今のところ7,732人ということで出ております。

このような状況の中でございまして、住民記録人口で年平均約130人前後が減少いたしております。

また、国勢調査では、5年間隔ではございますが約600人前後の減少で、減少率の大きいものがございます。なお、住民記録人口と国勢人口の差異は、各年度で違いますが、国勢調査人口が住民記録人口より約100名程度少ない状況でございます。これは、住民票が本町にあっても、学生や単身赴任等で本町に不在の場合には滞在先でカウントされるようになっておりますので、その差によるものだと思っております。

補足でございますが、社人研の平成30年3月公表数値による本町の2020年人口予測数値が7,728人と出てございまして、プラス68人でございますが、おおむね予測どおり人口が減少しているというところでございます。

次に、②のコロナ禍人口減少対策と移住定住支援対策等でございますが、移住定住支援対策としては、国、県等の事業も活用しながら種々実施してきておりますが、主な事業は次の5事業となります。

1点目は持ち家奨励金制度事業、2点目に空き家バンク事業、3点目に空き店舗活用事業、4点目にお試し住宅事業、5点目に新婚世帯家賃補助事業です。

持ち家奨励金制度事業では、平成23年度から事業実施しており、令和元年度までの9年間の実績としまして117件で、関係世帯の延べ人数は420名、うち町外からU・Iターン世帯数が49件で151名となっております。また、転入後に産まれて増加した人数は12名となっております。

次に、空き家バンク事業では、空き家バンク登録数は、令和元年度末実績が72件で、全て活用

済みであり、うち町外からの移住世帯利用は 63 世帯で、関係世帯人数は 161 名です。

なお、現状といたしまして未だ供給不足の状況でございます。

続いて、空き店舗活用事業では、平成 26 年から実施しておりまして、令和元年度までの実績が 18 件、また、県単事業では 6 件の実績がございます。

続きまして、お試し住宅事業では、平成 29 年 5 月 1 日から供用を開始し、これまで延べ 44 件で 137 名、延べ利用日数が 345 日間であります。なお、ご利用者の中での移住世帯数は、6 世帯 20 名でございます。

最後に、新婚世帯家賃補助事業でございますが、平成 25 年度から実施しており、令和元年末までの認定件数は 39 件です。町内転居者数が 28 名、町外転入者数が 50 名でございます。その新婚世帯での新生児の誕生が 29 名であり、流出防止と転入増加、出生数にも大きく寄与していると思っております。

次に、3 点目③でございますけれども、65 歳以上という超高齢化社会のことでございますが、これは地域コミュニティの再構築や民生委員などの団体と連携を取り、見守り活動などのコミュニケーションなどがますます重要になっていくかと思われまます。

高齢者や交通弱者に対しましては、今後は移動支援型から出向く支援ニーズが高くなっていくのではないかと考えております。弁当、食材などの宅配もしくは移動販売車での支援のほか、買い物代行、往診など、様々な面で研究をしていかなければならないかと思っております。

また、高齢化がこのまま進みますと地元自治会やお願いをいたしております道路などの維持管理作業につきましても、今後困難になってくると想定されることから、路肩の除草作業の低減を図るための防草コンクリートなど、原材料費や側溝の土砂上げなどに要する重機借り上げにかかる予算を、今年度から増額をさせていただいております。

また、交通機関に関しましては、他市町の事例として路線バスの運行が難しい地域では、コミュニティバスの導入が進められています。町が車や燃料等を支援補助し、地域が運行主体となってバス停やルートなどを決定し、自治会が直接運行するなどしている事例がございます。

東彼杵町でも平成 30 年に島根県飯南町の自治会バスや福岡県小郡市の希みが丘の自治会バスを視察しており、鳥取県飯南町では区長さんたちも参加して視察をされていますが、自治会バスに取り組むという地域の掘り起こしまでは至っていない状況であります。

支えあいたい東そのぎの協議体の中でも買い物支援、移動手段を課題として協議を重ねておりますので、町としても課題として引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

それから④の若い人が安心して暮らせる問題でございますけれども、この件につきましては、やはり若い人が安心して暮らせるためには、住みやすい環境というのは、結婚、出産、子育て、教育環境などに対する環境整備が重要な課題となってまいります。その対策におきましては、地域力を生かした出会いの機会の創出、安心して出産できる環境支援。地域で子どもを見守り育てる仕組みの支援。そして、教育環境との魅力の向上などの取り組みを図る必要があるのではないかと考えておりまして、これらの各事業検証を踏まえ、調査研究を重ねてまいります。

それから⑤でございます。コロナ禍でのリモートワークにつきましてでございますけれども、今、コロナ禍での新しい生活様式に対応するデジタル化の推進は急務であると考えております。

現在、本町におけるデジタル化に対応した通信環境は、光通信が町内全域に整備されており、ハ

ード整備が完了いたしております。今後、デジタル化によるソフト事業の推進とソフト事業の受け皿となる環境整備が必要となりますが、その対策には、議員ご提案のようにリモートワークや在宅ワーク等の環境整備が掲げられ、このコロナ禍ではその必要性も更に増し、都市部からの移住によるワーケーションやリモートワーク対策などが移住対策のキーワードになるものと考えております。

本町としましても、人口減少対策として都市部から若い人を呼び込む施策が重要であります。そのためには、先ず若い人たちから本町が選ばれる魅力ある環境づくりやまちづくりが必要であり、また、その情報発信が重要になってきます。更に加えて申し上げますが、この対策に向けては町内の若い方々の取り組みと若者からの情報発信が一番の近道ではないかと考えております。これまで取り組んでおります移住対策を継続しながら町内の若い方々の意見なども取り入れ、各施策の検討を図りたいと考えております。

また、長崎県におきましても令和3年度移住対策において、リモートワーク等の受け入れ促進を図ることとしており、各種事業が検討されておりますので、県との連携を図りながら進めてまいります。

なお、本町では、本年度のコロナ対策の一環として在宅ワークに向けた人材育成研修事業を実施いたしました。参加人数は8名でございました。町民の関心がまだ薄かったようですが、今後は町民や町内事業者への環境整備や意識醸成が課題と感じており、併せて対策を講じていくことが重要であると考えております。

次に、大きな2番目の商工業についてでございます。コロナ対策による商工業向けの事業は、10事業実施してきました。各事業との各実績等は後で担当課長より説明させます。

今後のコロナ対策による商工業への各施策については、引き続き国、県の支援事業の活用を図りながら、また商工会との連携調整も図りながら町独自の支援も検討していく必要があると考えています。

なお、これまでの支援措置におきましては、おおむね、全事業者を対象にした同条件の同一的な施策を展開して来ておりますが、長引くコロナ禍の中で今後、更にその深刻度は増すものと予想されています。各業種によってその経済的な影響度にも大小の違いが見られています。今後は、各種業種のコロナ禍による経済的状況によって、影響度が大きい業種等の見極めなども図りながら、その影響に応じたその事業者の痛みに手が届くような支援措置の検討も必要かと思っております。

次に、道の駅を含めてのご質問でございますが、重点道の駅の工事が進行いたしておりますが、この重点道の駅整備計画は、防災拠点としての機能も加えて整備が進められております。このようなことも含め重点道の駅整備計画に基づいて民間活力を活用した事業化ができないか検討も進めてまいりたいと考えております。

次に、農業の方でございますけれど、先ず農業については、先ほど浪瀬議員からもお話がありましたが、各作目では、コロナウイルスの影響が一番大きかった作目は、花き、茶、肥育及び繁殖牛です。花きについては4月がもっとも厳しく、対前年比約7割減、その後回復傾向にありましたが、9月から再び対前年マイナスで推移をいたしております。コロナ禍による祭りごとなどの縮小が市況低迷に影響をしているようでございます。

お茶につきましては、コロナによるイベント自粛の影響により、茶商や直売等による流通が滞り、

単価も対前年 92%、生産量につきましても気候の影響により対前年 84%になったことから、JA が計画した東そのぎ支店管内への一番茶の販売計画を、約 1 億 1000 万円、30%下回る実績となっています。特に山間部の多くが 5 月出荷となったため、その影響が大きかったようでございます。

肥育牛につきましては、牛マルキンも連続して発動されるなど、非常に厳しい状況が続いていました。枝肉単価は、4 月、5 月に底を打った後徐々に回復基調に移り、11 月には、佐世保、福岡、大阪の市場はほぼ前年の相場に戻ったと見ております。東京商工リサーチの調べでは、コロナの第 3 波に伴い、忘年会は中止する企業が全国で約 87%超えているようでございます。このことは、業務用の需要が上がらないことが想定され、当面は家庭内需要の動向に大きく左右される状況が続くと思われまます。

繁殖牛につきましては、県南家畜市場の市況を見ますと、肥育と同様に 5 月に底を打ち、徐々に回復基調にあります。前年は平均 70 万円台が現状は未だ約 60 万円代と約 10 万円程度の開きがある状況でございます。繁殖については、肥育農家導入意欲が鍵となることから、結果的に枝肉市況に大きく左右される形となります。

コロナ対策として実施した事業、先ず第一弾として東彼杵町農林水産業緊急応援給付金などを 5 月の補正予算に計上させているところでございます。少し長くなりますので、後ほど質問があればお答えをさせていただきます。

次に、漁業についてお答えします。本年 4 月 1 日現在、本町の漁協正組合員数は 23 名と年々減少しています。水揚げについても、磯焼けや貧酸素水塊など大村湾の漁場環境の悪化及び平均年齢 70 歳を超える高齢化の進展で、非常に厳しい状況下でコロナが襲いました。

漁協への聞き取りによりますと、町内漁業者全体の年間販売額の約 7 割が道の駅となっています。特に、4 月から 11 月までに限定すると 9 割以上が道の駅です。そういった中、道の駅がコロナの影響で 4 月中旬から 5 月までの約 1 か月半休業を余儀なくされました。頼りにしておりました販路の休業は漁業者にとって非常に影響が大きかったわけですが、経済産業省がコロナ対策として実施しております持続化給付金の対象となったことで、一定の漁業収入を得ていた方が広く救われる形となったことは、漁業者の生活及び経営維持にとって非常に効果があったものと思えます。

また、漁業者の皆さまも、先ほど農業で申し上げましたように東彼杵町農林水産経営継続補助金の対象となりましたので、現時点で国への申請は上がっていないようではありますが、対象者はないものと思われまます。

今後の対策としましては、後継者対策と漁場環境の改善と考えていますが、後継者につきまして念願でありました 20 代の就業希望者 1 名が、県の研修制度を活用し 7 月から 2 年間の漁業就業実習を開始されています。この方が 2 年後には新規漁業就業者として定着できるように支援をしていきたいと考えています。併せて漁場環境の改善に向けては、地元漁業者が望む魚種の放流事業を継続実施すること、そして県沿岸自治体、漁協と一体となった有効な磯焼け対策及び貧酸素水塊対策の実施が必要であると考えています。

大村湾の抜本的な環境改善については、国の力に頼らざるを得ない状況に変わりはありません。以上、登壇しての説明を終わります。まちづくり課長。

#### ○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。



### ○まちづくり課長（岡田半二郎君）

浪瀬議員の質問でございます。2のコロナ禍での各種事業に対する施策についての商工関係の事業等について補足を行わせていただきます。10事業の内容をご説明します。

先ず1点目が、緊急経済支援給付金ということで飲食店、宿泊業への1事業所につき20万円の給付の事業でございますが、実績といたしまして申請件数が32件でございます。

続いて②の中小企業と新型コロナウイルス感染症対策支援金事業でございます。これは、先ほどの①の緊急経済支援給付金の対象となった事業の32事業を除いた全事業所を対象として、売上金額が20%以上減少した内容でございます。

失礼しました、先ほど①では50%以上の減少ということでの対象でございます。全事業所は20%以上の減少した対象事業所に対して10万円の給付ということで、申請件数が147件ございました。

続きまして3つ目に町産品等応援事業ということで実施をしまして、町内の産品等を町外に郵送する場合に、その送料の負担支援ということでございます。登録店舗数が19事業所頂きまして、総件数としまして6月が357件、7月が983件、8月が914件、延べ対象事業費としまして213万7912円という実績でございます。

続きまして4つ目の東彼杵町地域振興券の第一弾でございます。各世帯に5000円を配布ということで行っております。対象世帯数が3,115世帯ございましたけれど、結果として、市中に商品券として出ましたのは3,052冊というような状況でございます。換金状況としましては1526万1000円という状況でございます。

続きまして第二弾の東彼杵町地域振興券の配布状況でございますが、対象人数が7,775人ということで、発行金額が3887万5000円ということで商品券を配布しております。

続きまして東彼杵町電子プレミアム付き商品券ということで、町内消費等の喚起を目的とし、また新型コロナウイルス対策、アフターコロナ対策でのキャッシュレス化の導入ということで電子付きの商品券を発行いたしております。現在、11月4日から発行いたしております進行中でございます。現在の実績でございますが、発行枚数2,500枚のうち311枚というような結果でございます。加盟店の登録数は26店舗登録を頂いております。

続いて、⑦の先ほど電子プレミアム付き商品券に関連しまして、その事業者の環境整備事業ということで事業を行っております。その活用としまして、現在までの申請件数が5件でございます。

続いて資金繰り関係の支援でございます。セーフティネット保証4号が、認定件数が22件、セーフティネット保証5号。4号につきましては借入債務の100%保証するものでございます。セーフティネット保証5号につきましては、借入債務の80%保証ということでございまして、その認定件数が16件でございます。

最後になりますが、機器関連保証ということでの債務の借入の100%保証するものでございますが、認定件数が1件というような状況でございます。以上でございます。

### ○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

### ○4番（浪瀬真吾君）

ただいま、詳しく町長の方から、あるいは課長の方から説明があつて、良くわかりましたけれど、

先ずこの人口減少の国勢調査では先ほど言われたような数値になっているのではないかと私も調べておりますが、2025年あるいは2030年は先ほどちょっと言われましたけれど、2025年、2030年、2035年、2040年という、そういった当初でのシミュレーションはされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

シミュレーションはいたしておまして、まちづくり課長の方から詳しく説明をさせますが、やはり、社会人口研究所のとおり大体人口は減少いたしております。ですから、高齢化率も少しずつ上がってまいります。だんだんそういう数字でございますので、数字につきましては、まちづくり課長の方から説明をさせます。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

予測につきましては、町が策定しました人口ビジョンで策定をいたしております。細かい数字につきましては、ちょっと調べますのでお時間をいただけたらと思います。資料を探しますので申し訳ございません。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

私が調べた範囲内では、今年の前測としては社人研ですね、平成15年にされているのが7,727人です。10年にされた時が本当は今年の場合は7,672人で、実際15年の時は8,298人というふうなあれだったですね。それが前測では違った数字になってきたんじゃないかと思います。

そういったことで、社人研で前測されていた数値と実際の数値というのが若干20、30名はプラス傾向になっているのではないかと、そういった人口減少対策が功を結ぶのではないだろうかと思っております。

やはり、先般視察にいきました五島市なども、そういったシミュレーションをされて、結局、実際の社人研の推測よりも多くなっていることが実情であったので、これもそういった先ほど言われたようないろんな対策を講じていただいたお陰でそれだけなってきたものですから、そういったところも、特に力を、今後も継続して入れていただいて発揮していただければなと思っております。

そういった中で、先ず空き家対策の件も上げられましたが、そういったところの中で問題点、空き家を貸したり借りられたりする時の問題点はこういったことがあったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

空き家は、まだたくさんあるのですが、一番の問題点は、仏壇がまだ残っていると。都会に出ら

れても、例えばお正月とか彼岸とかお盆とかに帰ってくるときに、そこに貸していれば立ち寄れないという感じもございまして、なかなかそういう状況で貸していただけません。いっぱい候補地はあるのですけれども、探している以上はですね。そういうことでございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

そういった空き家を借りられる賃貸借の場合のそういった中で、金銭関係の家賃が払われていないとか問題が今までなかったのか、スムーズにいつているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

家賃等の未払いと言いますか、そういったことについての相談は受けておりません。基本、空き家バンクの貸し借りにつきましては、当事者同士での協議という中での民々で対応していただくというお願いはしておりますので、そこまでのちょっとした相談というものは、直接は役場の方には受けておりません。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

先ほどの数字を。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

すみません。社人研の予測の数字でございますが、2025 年に 7,088 人、2030 年 6,523 人、2035 年が 5,971 人というような予測でございます。人口ビジョンで設定をしております 2060 年までの予測を社人研でも立てておられまして、本町でも目標数値としてあげておりますが、2060 年では 3,388 人というのが社人研の予測でございます、それに対して本町としましては 5,600 人というところでの人口に留めるといような施策を総合戦略で立てていくという内容でございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

今、課長がおっしゃったのは、2010 年に発表された社人研の数であって、2015 年に発表されたのは、今年の場合は 7,227 なんですよ。そして 2025 年には 7,154 といった予測をされています、これは、私の調べた限りはです。先ほど言われたのは 2010 年に予測をされた数値であるということでございますので、後だって調べておいてください。

そういったことで、そういったちょっとした間違い等も生じてくるかと思いますが、予測をある程度、町の方もなるべく勘案するような、先ほど言いましたようにそういった施策を講じていただければと思っております。

先ほどコミュニティバス、老人の方も暮らしやすい環境を作るということでコミュニティバスなどの検討をするような。これは以前から話も、前町長の時も話が出ておりましたが、やはり、今一番言えるのは、バスが通っている所の近くの方は良いわけなんです。しかし、バス停まで行くのに行けないというそういった所の方々、地域で、そういった前回の町長の時は、地域でコミュニティバスを、時間帯も予約制にして人を移動していただくようなそういったシステムを作ってはどうかという話もあっておりましたが、実際にそういった話し合いとか、先ほど計画や思いはあると言われましたけれど、実際に担当者あたりの会議をされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

確かに、福岡県の小郡市、島根県と行きまして、その後一緒に行かれた地域の自治会、区長さんたちとも、今後の傾向について検討をいたしましたけれど、先ほど町長が言いましたとおりなかなか地域でやろうというような掘りおこしまでは至っていない。木場の地区についてもどうでしょうかと法人格を持ってられるところがありますから、推進をしたところですが、やはりどうしても地域で主体的になるというのが、今のところそこまで意識醸成ができていないという状況でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

浪瀬議員からそういうお話がっておりますので、今計画をしたいのがこっちから視察に行くのではなく先進地から来ていただいてパワーポイントを皆さん見ていただいて、取り組む気運と言いますか、そういうのが高められないかどうか検討をさせていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

これからもそういった地域ですとなれば、いろいろ事故をした時など責任問題も生じてくることも懸念をされますが、なるべく高齢者の利便性を図るための施策等も、優秀な方ばかりおられますので研究していただければと思っております。

それと、先ほど町長も言われましたけれど、若い人を呼び込むための施策として子育てしやすい環境。やはり、子育てをしやすい環境があるというふうなキャッチフレーズと言いますか、そういったものを掲げると、では東彼杵町に行って幼稚園から、小学校、中学校あるいは高校まで通わせたいというふうな環境づくりが必要ではないかと思えます。

今朝ほども委員会報告書の中で言いましたけれど、五島市なんかは、例えば、奨学資金のあるい

は補助をしたり、そういったことをやっておられます。そういった中で本町として多くの子育てをするにはやはり医療機関あたりも、結局、幼児とか抱えている保護者の方とはとにかく小児科あたりがないとなかなかという考え方もあると思いますが、以前も前町長も言うておりましたが、すぐ東彼杵町に小児科を誘致したいという話もあっておりましたが、実際そういった話が具体的に医療機関と調整をされているのか伺いたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、私が就任いたしましたら、すぐ小児科の先生がいらっしゃるものですから、まだ公立病院にお勤めだったんですけれど、将来開業したいとお話を聞きまして話を進めておりましたけれど、ちょっと、断念されて、宮田小児科先生がいらっしゃる時の最初の方でしたけれど、なかなか実現に至っておりません。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

やはり、なかなか実現するということは至難のわざではないかと思いますが、そういったところにも目を向けて、何とか機会があればそういった方を説得していただいて、若い人たちが子育てをしやすい環境を作っていただければと思っております。

それと、以前からも私も前も言ったことがあると思いますが、町有地などを、新築する場合に安価な金額で提供して、そこを提供することによって固定資産税等も徴収できます。上ものができればそれもできますので、ある程度安くしても人口減少対策に結びつけば良いのではないかと思います。現在、町有地もあちこちあるところ、すぐ売れるような箇所もあれば整備をしなければいけないような土地もあるかと思いますが、そのあたりの考えはどのように思っておられるのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、計画をしておりますのが、千綿に駄地団地がありますが、そこを将来取り壊しまして、新しい建物を計画をしております。そこは新婚世帯の方も入れるような3DKとか、そういうものを準備をしたいと思っております。計画に入っております。住宅も必要でございます。やはり若い人はどちらかと言えば新しい施設、そういう感じでないとなかなか入居していただけません。今、千綿の方で計画をしております。詳細につきまして建設課長の方から説明をさせます。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

駄地団地の建て替えについて補足いたします。老朽化などで建て替えをと言われていました駄地団地ですけれど、現在、建て替えで検討をしております。現在の場所ではなく違う場所での建て替えということです。現在21戸あるんですけれど、建て替えで24戸に増やしまして、そのうち8戸

につきましては先ほど町長が申しましたように3DKを計画しております。駄地団地で、今入居されている方に先ず移っていただくということが前提なんですけれど、全部移っていただくと取り壊しまして、その後につきましては、まだ計画はしていないんですけれど、特定公共賃貸住宅なり分譲するということをちょっと考えているんですけれど、そこまで具体的な検討まで至っておりません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今、執行部の方から答弁いただいたのは、町営住宅という考え方ではなかったであろうかと思いますが、それもよろしいと私は思っております。例えば、一戸建ての敷地を提供をするというような考え方はお持ちでないのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど言いました駄地団地が、皆さん移動していただいて、新しい所に若い人が来た時に、そこが今環境はものすごく良いんです。景色が良いもんですから。そこを分譲価格でどうするのか。今後、今ここではっきり言えませんが、議員皆さん方の意見も聴きながらそういう対策をとらなければいけないなと私も思っております。そういうことでございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

役場の周辺にも町有地は何軒か何㎡もあるわけですね。そういったところの将来の計画とかは立てられているのか、話しをされているのか、周りにもありますね。どこと言わない方がいいでしょう。そういったところの計画はないのか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、町有地も若松屋さんとか本町の駐車場がございすけれど、今後、学童保育が入っておられる所が耐震ができていなくて、危ないと言われておりますので、そういう方面で使用できないか。子育て一括支援と一緒に併せてそちらの方は使わせていただけないかなと私は個人的に考えているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

それと、先ほど若い人を呼ぶための施策ということでリモートワーク、あるいはテレワーク、そういった電子機器を使った仕事は全国的に広がってくるのではないかと。やはり、そこも東彼杵町が先駆けてそういったことを。先ほど若い人の知恵を借りてとおっしゃいましたけれど、そういった若い人の知恵をただ借りるというだけで漠然としておりますので、具体的にそういった方を寄せ

て話を聞くとか、あるいはインターネットなどでアンケートなどをされるのか。その辺は具体的にどのように考え方をされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

トップセミナー研修会もございまして、実は北海道の北見市が東京からそういうテレワークの施設を作って移住をものすごく多く、東京から移動されておりますので、東彼杵町も、例えば移住先で見学に来られた時に、お茶畑から景色を見ていただいて、非常に滋賀県の琵琶湖の雰囲気似ているとおっしゃっていただいて、温暖な気候で是非、敷地があればそういう感じもございまして。そういうワークサテライトみたいなものも将来検討して、民家を借りてでもそういう形で、海も見えますし。

今、九州ではひとり勝ちが福岡でございまして、ほとんど皆さん福岡に行って、東京都よりも1年間の人口の増加率が多いそうです。だから、そういうものも、九州で先ず、そして東京、東北の方からもうちの町を見ていただくような感じで、インターネットでも発信をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今の町長も言われましたけれど、丘陵地から眺めが良いと。そういった中で、特に農家の方の遊休農地も結構出てきている状況の中で、そういった遊休農地を活用して、後継者がいないとかで、借り手があれば良いんでしょうけれど、そういったことがなかなか難しいという農家に対しては、そういった所を町が買い上げるか借り上げるかして、そういった施設を作ってインターネットをできるような環境、間仕切りをして、そういった施設なんかを作れば良いのではないかなと私は思っていますが、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町有地は先に計画しますけれど、やはり、皆さんの土地は、私がこうします、ああしますとはなかなか言えませんが、実際、東京から来て蔵本にもいますけれど、1か月に1度本社に出勤、出かければ良いと。仕事はこっちでできますということで、そういう感じでございますので、そういう空き家を先ず利用して、そういう形で推進をさせていただいて、町有地がもし手に入れることができればそういう構想も、皆さんの意見を聞きながらして、やはり、どうしてももう大村市ももうすぐしたら減るといふことで市長もそういう考えでございまして、東彼杵町も令和元年度は38名しか新しく赤ちゃんが生まれていないんですね。だから、中学校は統合しましたものの、なかなかあと10年位したら厳しい状況になります。

ですから、話は飛びますけれど、南高の島原市などは区画整理した時に、農業の収入がものすごく上がって、お嫁さんも来て子どもさんも増えて、休校寸前の所がまた子どもたちが増えたということもございまして、そういう若い人たちが来ていただくのは、本当に助かるもんです

から、そういう政策も打っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

ただいま言いましたことも頭に入れて、置いていただいて、より良い環境づくり、研究をしていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

時間もう少ししかありませんので、先ほど飲食店とか商工会関係の支援策もいろいろ資金関係とかもだいぶん詳しくお伝えいただきましたので、商工会関係のことはわかったと思いますが、特に農業関係では、先ほど言われましたようにお茶とか花き、あるいは和牛繁殖とか、アスパラも昨年よりも数値は悪くなっているようです。みかんにおきましては、現在のところは去年よりも良いと、収量あたりも良いという情報は私も得ております。特に、農業新聞などでも言われておりますが、今後、お茶とかいちごとか牛肉あたりの輸出など大いにやっつけていかないといけない。今までは、インバウンドで結局牛肉なども結構良かったわけですが、そういったところの、県の関係とか、あるいは国の関係とかのコンタクトを係とか町長とか、そういったものをどの程度取っておられるのかお伺いしたと思えます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

輸出項目につきましては県とも協議をしております、作目を決めて強化をするというお話もございましたものですから、そういう肉用牛もそうでございます。そして、作目につきましては農林水産課長から説明をさせます。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

輸出については、政府の方が5兆円を目標にということで、年内に輸出品目の戦略の策定をするということになっております。その中で産地を決めてということでございまして、本県、本県に係る分については、牛肉についてはその産地の中に入ってくるのかなと考えられます。

お茶については微妙なところでございます。全体で15産地という話もありまして、産地というのが各自治体を指すのであれば、ちょっと厳しいのかなというふうなところもございます。そこら辺につきましては、是非、産地指定になるようにと考えております。

なお、輸出につきましては、産地の努力も欠かすことはできません。特に、今は農薬問題でございます。産地の輸出に向けた産地の基盤づくりというのは、当然、それに入る前の前提となりますので。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

特にお茶については、今、若い人の間ではペットボトルに手がすぐいっているのではないだろうかと私は。私たちの年代であれば急須にお茶を淹れてお湯を注いで飲むのが習慣でありましたけれ



ど、今の世代の人はコインを入れればペットボトルがすぐ出てくるような、そういった習慣が成されております。そういった中で、碾茶工場なども新しく始められて、そういったものを、粉末にしたものを入れて、例えば水道水の中にも入れて簡単に飲めるようになってきておりますが、そういったところの推進はどのように図っていかれるのか。やはり、日本が、お茶が暴落してきた時は海外からの烏龍茶などでそっちの方に皆がいて、お茶を飲まなくなったのではないだろうかと推測をされるわけですが、そういった点についてはどういった考えをおっておられるのか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

輸出につきましては、本当にお茶も推進をしてまいりたいんですが、先ずは、農薬の、残留農薬と使用農薬が非常に厳しい、地域によって厳しいです。それで、私が最初行政報告で申しました、今度台湾の方に何とか進出できないかと思って話をしてまいっております。そういう門戸も広げていって、抹茶もそうですけれど煎茶とかもですね、蒸し製玉緑茶もそうですけれど、進めていきたいと私は思っております。詳細については農林水産課長から説明させます。農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

お茶の輸出につきましては、町内で言いますと、企業名を出してよろしいですか、法人で茶有さんのところが輸出を始められております。先ほど浪瀬議員がおっしゃいました碾茶工場、法人名はフォーティーズですが、過去3年間ヨーロッパ、アメリカ、東南アジアで販路拡大のソフト事業を行って、今年からアメリカの方に、まだ量は少ないですけれど輸出を始めるということで。抹茶の方は、日本国内の緑茶の生産量というのは、ずっと右肩下がりが続くと、当然人口減少も進んで高齢化が、高齢者が亡くなってきているのでそういうこともあるのでしょうけれど。

海外については、右肩上がりで緑茶の消費は上がっていきます。ただ、海外でいう緑茶というのは、全部抹茶のことでありまして、特に抹茶の今からの戦略というのは、良いものであれば海外では受け入れられるだろうと。

そして、いわゆる蒸し製玉緑茶と言われる通常のお茶の販売の、農家のお茶なんですけれど、これについては、夏場の水出し茶ということで、よくPRはしております。最近では、おしゃれな飲み方、喫茶とかおしゃれな飲み方もされておりますので、そういった飲み方で、若い人たちに手にとってもらって、急須で飲むのも良いし、ちょっと加工して飲むのも良いし、そういった形で、特に今から時代を担う若い方々に緑茶を飲むという習慣を、やはり各産地、九州茶産地協議会といって23団体ありますけれど、そういった場合でも定期的にそういった会合を行って、福岡とか、そういった所と一緒に行って、いろんな形でPRを実施しているところで、今後以降も続ける予定でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

町内には、いろんな、先ほど言いましたように作目がありまして、お茶とか肉用牛、いちごとか

作目があるわけですが、いちごにつきましては、結構高齢化率も上がっているのではないだろうかと思うわけですが、そういった改善策として、事業の中でも取り入れられていると思いますが、高設でした方が高齢者の方には負担が軽いという話も聞いております。そういった中で、その推進に向けた事業とかそういったものは現在のところないのか。申請すればあるかもしれませんが、そういったところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

高設栽培については、事業はあります。ただ、採択される率というのが非常にポイント制で、ここに採択されるかどうかは微妙なところなんです。その前に、非常に投資額がものすごい金額になります。かなり後継者が実際おられないところについては、二の足を踏むところがございますけれど、今後、今の現状のいちごというのが20年前に80戸あって、販売額というのがおそらく3億円なかったくらいだったんですよ。今、それが半分、40戸切っていますけれど、販売額が過去最高4億円を超えているような状況でございます。

そういった中で、今後いちごを振興するというのは、一定の所得がある経営作目ということで、お茶は非常に有望でございます。お茶ではなくいちごはですね。非常に有望でございますので、例えば、仮にいちごを辞められるとか、そういった場合があった時には、すぐさまU・Iターンとか、そういった形でも良いですので、受け皿を作ってやって、そういった方々、省力化があるので高設栽培を取り組むとなればそういった事業があつて、当然こちらも推進するという形で体制を組んでいます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

簡潔にお願いします。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

新規就農者の場合、国の政策として新たな、違った作目を始めるというようなことが条件付けられているのではないだろうかと思っておりますが、大規模な農家につきましては、そのまま親と就業しなければ、結局運営上、営農上やっていけないような環境ではないだろうかと思いますが、そのあたりの支援策というのは別に考えられないのかどうか。特にお茶などは広く土地を持ってされるところが、新たな作目をしないと支援が受けられないと現状ではそうなっているのではないだろうかと思いますが、そういった問題点を克服することは考えられないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

おっしゃるとおり国の後継者資金については、いわゆるお茶の農家がお茶を継ぐという時は別の作目でなければ後継者資金が受けられないという作目があります。ですから、お茶をしてトマトをして、お茶をして野菜をしてというパターンがございます。

今後の施策としましては、そういったパターンもございますけれど、後継者資金次世代型資金の150万円を一般の方はもらえますけれど、もらえない方にもそれ相応のそういった助成制度がないと、この産地としては非常に厳しくなっていくのかなと思っております。

うちには、お茶、いちご、アスパラ、肥育牛、繁殖牛とございますけれど、そういった方々が、例えば、老朽化した施設、これを整備する時にちょっとした長寿命化というような施策があればまだまだ施設が使えるというパターンのあるかと思えます。そういった形で補助の方は継続に力を入れていきたいと考えています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、4番議員、浪瀬真吾君の質問を終わります。

次に、8番議員、浦富男君の質問を許します。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

通告しておりました3点について伺います。

先ず1点目、東彼杵町名の改名について。

住所を記載する際、大変長く書きにくいところがあり、他県の方には「彼杵」と読めない方もおられます。高速のインターの標示も「東そのぎ」、特産のお茶も「そのぎ茶」と平仮名であり、平仮名に改名できないのか。下記の2点について伺います。

先ず1点目、過去、改名の要望や提言はなかったのか。

2点目、西彼杵町という名前は無いので、東もなくして「そのぎ町」に改名できないのか。

2点目、役場からの時刻をお知らせするサイレンについて。

この件については、過去にも質問がなされたと伺っております。町民の中には、「サイレンに変えて、音楽やチャイムにできないのか」という声が多く寄せられています。そこで下記の2点について伺います。

変えるかどうかについて、検討されるお考えはありますか。2点目、この件につき町民の方々の声を聞かれるお考えはありますか。

3点目、町営バスの停留所について。

大音琴郷の浦地区にバス停を設置していただいたことにより、地区住民の利便性が大変向上しました。

現在、川棚方面行きは停車しますが、彼杵方面行きは停車しておりません。彼杵方面行きの停車はいつ頃になるのか伺います。以上、3点について伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、浦議員の質問にお答えをいたします。

東彼杵町名の改名についてでございますが、この東そのぎインターの標示については、高速上、彼杵をどう読むのかというのを解釈する時間が非常に危ないということで平仮名になった経緯がございます。

また、平成 10 年頃開催されていまして全国難読町村サミットということで、東彼杵町もそうですが、全国的に読みにくい町名の町として東彼杵町も参加した経緯がございますが、正式な改名につきましての要望書や提言などは今までのところあっておりません。

次に、2 番目の西彼杵町という町名は無いのでということでございますが、これは、昭和の町村合併を経て、61 年余りの長い歴史を持つ東彼杵町という町名を改名するとなれば、それなりの大きな事由や名目、根拠がある場合に改名を検討していくものと思いますが、現段階で読みにくい町名なので、平仮名表記という理由での改名検討はないと考えます。

また、過去の合併を考えると、平仮名表記とは言え彼杵町に変えることは、千綿の方からすると、これは理解し難いものもあるのかなと考えております。

次に、大きな 2 番目の役場からの時刻をお知らせするサイレンでございますが、10 年ほど前に一旦サイレンを止めた時期がありましたが、その後、町民からの要望により前町長時代に復活し、今の 12 時と 17 時にサイレンを吹鳴しています。

現在のサイレンはモーター式でございますので、火災時等のサイレンに加えて新たに音楽やチャイムが流せるようハード整備が必要となりますが、変更に向けては皆さんの意見を聞きながら検討をさせていただきたいと思っております。ちなみに、サイレンが鳴っているのは長崎県下では東彼杵町と佐々町だけでございます。

次に 3 点目の町営バスの停留所についてでございますが、川棚町方向から彼杵方面行きの停車につきましては、漁港への侵入交差点に音琴宮下バス停がございます。バス停に停車後右折することが道路構造上非常に危険であり、時間帯によっては渋滞し、浦地区に停車することで現行の到着時間が大きく遅延することも想定されるなど、現在のところ路線変更の予定はございません。以上でございます。

#### ○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

#### ○8 番（浦富男君）

東彼杵町の改名についてでございますが、今言われる、大変難しいと。東彼杵町というのは、遠くは奈良時代から町名が変わっていないということで調べたんですけど、一番古い町名で残っているということでございます。

それで、町名をやはり変える理由が要るということですけど、やはり読みやすく、書きやすくなった方が、今、そのぎ茶とか日本で 1 位で 3 年間受賞していますけれど、他県の方が、そのぎ茶ということは平仮名で書いてあるんですけど、漢字で読めない方は別のところかと思っている方もいらっしゃるのではないかと考えております。

それで、変えられるのであれば、住所を書くのにも長くて、私も今までずっと彼杵に住んでおりますが、申込書や書類を書く時に、ものすごく長い字数を書かなくてはいけないので、書けない、申請書などもはみ出したりですね。それで簡単にできないかということでこういう要望をしました。

それで、デメリットとしては、全部今までの書類とか改名しなければいけないとか、そういう問

題があると思います。これは、別に条例でも作ったときに変更できないかなということ、そういう質問をしたわけでございます。

先ほど町長は、これは大変簡単にできないということですが、もう一回お尋ねしたいんですけど、先々に何かの機会にそういうことをされる予定はないかももう一度お伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

例えば、合併したりした時に町の名前が変わったことはございます。しかしながら、東彼杵町は61年になりますけれど、やはり、伝統と歴史、そういうものもございます。合併したところもありましたので、そういうことで。

東彼杵町だけではないんです、東彼杵郡川棚町、東彼杵郡波佐見町とございますので、東彼杵という名前は、当然難読でございますが、大体名詞などに皆さんふりがなを付けて、これはそのぎと読むんですよということを広めていただいておりますので、そういう形で、逆にこちらから東彼杵という漢字を全国に知らせるためにはそういう形で、広める工夫も、心がけも必要ではないかと思っております、私は、この東彼杵という伝統の町の名前は、私が町長でいる間には変えるつもりはございません。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

では、今、彼杵駅がありますけれど、東彼杵駅とはなっていないんですよ、彼杵駅となっているんですよ。そういうことで、東を抜いて彼杵だけでも変えられればなと思っているんですけど。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、千綿村と彼杵町と合併して東彼杵町となったんですね。だから、元々彼杵町にあったのは彼杵駅、千綿村にあったのは千綿駅という、そういう固有名詞が残っているだけでございます。これは、町の名前は61年前にそういう形で作られております。だから、西彼杵郡という名前も残っていますね。だから、彼杵というのが全て読めないのかなというのはそうではなく、例えば大分県の臼杵市などは杵をきと読んでいますので、彼をそのぎと読むことを推進していただければ、逆に他所の町に埋もれずに、これは何と読むんだろうという興味と言うか、皆さんから注目を引く方法でもないのかなと思っておりますので、そういうことでございます。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

ここだけではなく、先ほど町長が言われましたが合併の時にあったと思うんですけど、さいたま市とかまんのう市、つくば市とかさつま町とか、たくさん、全国には平仮名に改名された所があると思うんです。

東彼杵町の人口も段々減って、合併の時もあるかもしれませんが、その時にでも改名ができればなど思っております。その時はよろしく願いたします。

次に2番目の役場からの時刻をお知らせするサイレンについてですけれど、これもできないような返事でした。やはり、佐々町と東彼杵町しか今サイレンは鳴っていないということなんですけれど、やはり緊急時とか火災時にはサイレンは良いと思うんですけれど、昼休みに私も通っていてびっくりすることがあるんですよ、急にサイレンが鳴ると何かあったのかなど。それで、時報を知らせるのにそういうことが簡単にできればなということで要望をしたわけです。そういう声も町民から何回も聞いたことがありましたので、できれば時報だけでも変えることはできないかということで、もう一回お考えをお聞きしたいです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほどもお答えしましたように、インフォカナルからそういうチャイムとか切り替えもできるようなシステムがあるそうでございますので、今後、そういうハード整備が必要になりますので、皆さんとお諮りしながら進めさせていただきたい。私も、何もそのままサイレンだけでいくというわけではなく、今後、時代の趨勢に応じた対策も取っていかなければなりませんので、そういうハード整備につきましてお諮りをさせていただきたいということでもあります。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

簡単で、最後の質問になるんですけれど、町営バスの停留所については右折が難しいということなんですけれど、利用されている方が老人の方がほとんどなんです、言われるように。それで、この件については区長さんからバス停をという要望で町も成されたと思います。

しかし、利用者の方は帰りもできないだろうかと、大荷物の重たいものを、横断歩道を渡って行かないといけないので、せっかくここまでしてもらったから帰りも停車してもらえないだろうかとという声が再三ありました。それはまた聞いてみますということでこういう質問をしたんですけれど、本当は区長さんをお願いをしたかったんです。今回の議会で、その辺ができるようであればなということをお願いをしているんですけれど。

まず、帰りも横断歩道を渡らないといけないんです。それで、朝夕の交通状態がものすごく多くて、もし事故でもあればな思っているんです。信号機は付いていますが。だから、右折は危ないということですが、わりとあそこは出入りが多くて、信号停車がわりと多いんですよ。出る時もすぐ信号は変わります。右折の危険性はあっても、できれば、せっかく作ってもらったんだから停車をしていただければな思っております。

他の地区にも停留所ができた場合は、そういうことで、時間の関係もあるでしょうけれど、考えて欲しいな思っております。

この件につきましてはもう1点、時間を調べてみたんですけれど、列車が彼杵駅18時23分着の川棚方面行きの列車があるんですけれど、今、バス停が彼杵駅にあるんですけれど、18時23分、2分間待ってもらえば、バスの時間が21分ですので2分間早目にバスが出るんですよ。夕方に学生

さんとか利用されるので、これも2分間待ってもらってバスに乗れるようにしてもらえないかなど。これは総務課ですかね、バスの時間。ちょっとお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

その時間帯については住民の方から一部要望等を受け検討したわけですが、乗る人のことも考えて到着する、そういった場合もある。駅を利用する人、川棚方面に。それもございますし、そこに2分間停まっておくこと自体がちょっと今のところはできないということも含めてまだ検討中と言いますか。今度、降りてきた人を乗せるのか、彼杵駅で利用する人を降ろすのかという部分もございます。そういった部分も含めてまだ検討中でございます。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

できれば、駅の中で5分間停まるとかできないのか、こういう要望をしているわけでございます。できれば、そういう汽車の時間に合わせた時間にバスが通れるようにしてもらえれば、やはり交通機関を利用される方には便利ではないのかなと思っております。

先ほど浪瀬議員の中にもございましたコミュニティバスの検討をしておられるということでございますので、そういうものが早くできればこういうことも早く解決できるのではないかと考えておりますので、この件、簡単な質問でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

○議長（吉永秀俊君）

答弁は要りますか。

○——△——

今後について、その辺をどう考えておられるのかももう一回お伺ひしたいと思ひます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

西部地区だけ、4地区、例えば町が車を準備して保険とかガソリンもそうですけれど、運転をされる方を提供していただけるものか。そういう感じで、今後検討をして協議を先ずしないと、町がいくら旗を振っても皆さんが今までできなかったということでございますので、浪瀬議員の時にも話しましたように先進地から来ていただいて、こっちから行けば皆さん行けないこともありますから、総合会館かどこかでそういう報告を受けて、皆さんがもしご賛同いただければ、そういう方向で。今、バスも本当に平等性がないと言われてるんですよ。バス停には遠い、地区は通らないではないか、そういう意見もございます。どこをどう、例えば浦地区を右折したまでにやったとして

も、今度は他の地区が、その地区のところは、うちはバス停まで遠いではないかという意見もいろいろ出て、なかなか平等に取り扱うということは非常に難しい状況です。

それと、時間帯がございまして、バスを走らせる、その辺の連結もあるし、いろんなことを、総合力を含めなければいけませんので。将来的には、人口的にも減っていけばそういう、どこかモデル地区でしていただければ、先ずその辺から始めて、4地区、3地区とかですね、山間部とか。そうしていただければそういう形で進めさせていただきたいと思います。今度、そういう先進地から、始めておられる所から来ていただいて、パワーポイントなどで表示をしていただいて、皆さんが聞いていただければと思っておりますので検討させてください。以上になります。

**○議長（吉永秀俊君）**

以上で、8番議員、浦富男の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

**暫時休憩（午後2時34分）**

**再開（午後2時44分）**

**○議長（吉永秀俊君）**

時間前でございますけれど、全員お揃いのご様子でございますので休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に6番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。6番議員、尾上庄次郎君。

**○6番（尾上庄次郎君）**

先に通告しておりました3点につき質問をいたします。

1つ目は、小学校・中学校の給食費の口座振替について。これは、先般9月の議会で質問した結果でございます。

先般、9月議会で質問した小学校・中学校の給食費の口座振替について、このキャッシュレス時代にどうして集めて回らないといけないのかと問うたが、教育長は平成28年度より徴収制度をかなり改善した。今後、給食徴収員に負担が少なくなるよう学校給食センター運営委員会で今一度検討してみたいと言われました。

1つ目として、徴収制度をかなり改善したと言われましたが、どういうところを改善したのか。2つ目が、学校給食センター運営委員会は、何名で構成されているのか。3つ目が、議題として検討されたのか。4番目、議決は行ったのか。5つ目、口座振替の問題点は何なのか。

大きな2つ目です。町営バスの路線変更と中学校スクールバスの路線経路及び通過予定時刻の見直しについてです。

千綿小学校に通う蕪地区の子どもたちは、東部循環線の町営バスで春木停留所から乗車しており、帰りについても同様です。この春木停留所から住宅地までの道のりは、子どもの足で、小学校1、2年生で40分ぐらいです。5、6年生で30分ぐらいです。約1.3kmの距離です。

この山道が曲がりくねり、イノシシもたまに出るとのことです。子どもたちが安心して歩いて帰るには、大変なところであるので、町営バスやスクールバスを利用できないか。



その1つ目として、町営バスの路線の変更について見直されるお考えはないか。2つ目が、中学校のスクールバスの通過予定時刻の見直しをされるお考えはないか。

大きな3つ目が、特別支援学級についてです。

彼杵小学校には、あおぞら、コスモス、千綿小学校には、すずらん、たんぼぼ、あじさいなどの特別支援学級がありますが、この特別支援学級は、障害の種別ごとに置かれる少人数の学級で、知的障害、肢体不自由、病弱、難聴、自閉症、情緒障害などです。ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、週に1時間、8時間単位で程度の障害に応じて困難の改善や克服に必要な特別の指導を行う形態です。

本町の特別支援学級の現状について伺います。1つ目が、何名位が在籍しているのか。2つ目が、彼杵小学校と千綿小学校の特別支援学級の担任の中に、特別支援の専門資格を持っている方が何名おられるのか。3つ目が、スクールソーシャルワーカーとして小学校との関係について聞きたいと思います。登壇での質問は以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、町営バスの路線変更と中学校のスクールバスの路線経路及び通過予定の時刻見直し。まず、通学路と出ていますので、1つだけ、私の方だけ答えます。

それでは尾上議員の質問にお答えいたします。

町営バスの路線変更についての見直しでございますが、中山間地域が多く、町の面積も、新上五島町に次いで広い本町では、子どもたちの通学も遠距離となりますので、子ども頃は大変苦勞したという方も多いと思います。

平成16年からは町営バスを運行し、平成21年度からは東部循環線、平成23年度からは川内線とバス路線を増やし、子どもたちもバスを利用できる環境を少しずつ整備してきました。

近年では彼杵小学校への統合、東彼杵中学校の開校に合わせてスクールバスを運行しておりますので、遠距離通学の環境も随分改善されてきたものと思います。反面、町バスの運営状況は、平成23年度5万9,217人の年間乗車数をピークに減少を続けておまして、非常に運営コストが増大をいたしております。

質問のとおり町営バスの路線増や路線延長の要望もありますが、先ほどの廃止レベルの運営状況に加えまして、町内を巡る路線延長が延びることで、目的とする地点への到着遅れ、接続する列車やバスへの乗り継ぎのダイヤが乱れるなどの問題も生じてきます。

路線の道路環境や乗降場等の問題などの安全運行上も課題があります。町営バスとスクールバスの効率的な運行ができないかという意見もあり、引き続き研究を続けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

尾上議員の質問にお答えいたします。

小中学校給食費の口座振替についての1点目です。改善点ですが、9月の一般質問で概要を説明

いたしておりましたが、もう少し詳しく申し上げますと、平成 27 年までは徴収員が、毎月、県央農協東そのぎ支店の金融窓口に出向きまして、その月の徴収内訳を記入した納付書と現金を提出し、給食費会計口座に振り込みを行っておりました。ただ、この振り込む時間帯が平日の窓口営業時間内に限られておりました。そこで、徴収業務の負担軽減を図るために、平成 28 年度から徴収班のそれぞれに預金通帳を給食センターの方で作りましたお渡しし、その通帳に入金の上納付書と一緒に教育委員会に提出してもらうように変更いたしました。これにより、各徴収班の預金通帳への入金は、ATM を利用することで可能となり、窓口での入金方式よりも大幅に時間的な余裕が図られました。

また、それに加えて教育委員会への提出についても職員の勤務時間以外にも対応できるように、総合会館の管理人にも業務を追加し、平日は 17 時 15 分から 22 時、土日祝日も 8 時 30 分から 22 時まで窓口対応ができるように改善いたしました。

次に 2 点目、学校給食センター運営委員についてですけれど、構成人数は 10 名となっております。

続いて 3 点目、議題として検討したのかの質問ですけれど、私の方から 9 月議会で答弁しましたように高い徴収率を維持しながら、徴収員の方々の負担を軽くする改善策がないかということで投げかけをいたしまして、協議、検討をしていただきました。併せて先ほど答弁しました徴収員さんの負担軽減の改善点を説明しました。

また、口座振替となった時の問題点も説明いたしました。

続きまして 4 点目、議決したのかということについてですけれど、運営員のご意見として、現在徴収率が高いので、食材が十分確保され、子どもたちに給食の質や量を落とさずに安定して給食を提供できていること。また、徴収方法について負担軽減のための改善がなされたこと。この 2 点を徴収員さんに対して丁寧に説明することで理解していただけるのではないかという結論に至り、承認されました。

5 点目につきまして問題点ですけれど、これも前回説明いたしました、口座振替の問題点の 1 つは、給食費未納額が増えるということ。2 つ目は、振込手数料が各家庭の負担増になるということです。全国の多くの市町において、口座振替にした途端に未納額が増加しております。給食費の未納額が増えれば食材の購入に要する財源が不足することになり、正常な学校給食の運営が維持できなくなります。ひいては、子どもたちに給食の質や量を落とさずに安定した提供ができなくなるということです。

また、口座振替に係る金融機関の手数料が保護者の負担増になるということでございます。

続きまして大きな 2 点目、町営バスの路線変更と中学校スクールバスの路線経路及び通過予定時刻の見直し。私は、スクールバスの件についてのみお答えします。

結論から申しますと、通過時刻の変更はできない状況です。まず、スクールバスの運用の本来の目的は、中学生の通学の送迎であります。その通学に支障が出なければ利用は可能です。町営バスの乗り継ぎも検討しましたが、通過時刻を変更することで時間的に支障が出ますので変更できない状況です。

続きまして大きな 3 点目、特別支援学級についてのご質問にお答えします。

先ず 1 点目ですけれど、在籍数ですが、小学校、中学校併せて 8 学級に 24 名在籍しております。

2 点目、特別支援教育教諭の免許の件ですが、特別支援教育教諭の免許を持っている者は、担任 8 名中 3 名でございます。

続いて 3 点目でございます。スクールソーシャルワーカーと小学校の関係についてというご質問に対してですが、県の教育委員会から本町の教育委員会に配置されたスクールソーシャルワーカー 1 名を学校の要請に応じて派遣しております。

業務内容としては、いじめ、暴力行為等の問題行動、不登校、生活の困窮、児童虐待など、様々な課題を抱える子どもたちのために、福祉の専門的な知識や技術を生かして本人や保護者への支援、学校や行政、福祉医療機関への働きかけを行っております。

したがって、特別支援教育のための派遣というものではなく、先ほど挙げました支援を要するお子さんの中に障害のある方がいらっしゃれば保護者の就学相談にのったり、療育施設や医療機関を紹介したり、学校の支援体制に助言したりしております。以上で登壇しての答弁を終わります。

**○議長（吉永秀俊君）**

6 番議員、尾上庄次郎君。

**○6 番（尾上庄次郎君）**

まず、給食の口座振替について質問をいたします。

先般の 9 月議会で説明されたとおりのことを今回も言われたんですけど、特に川棚町は口座振替です。それから大村市も口座振替です。波佐見町は地区集金になっております。

こういった中で、今の現状キャッシュレス時代の中で、私も 2、3 年前まで中学校の給食係の世話をしておりましてのよくわかっているんですけど、慣れた人ばかりだったら良いですけど、顔見知りのあれで。よく、新しく、丁度私の時には子どもたちが地区に 10 人いたんですね。そういう面で親たちも顔を見慣れた人ばかりだったから良かったんですけど、丁度その後の人は、入ってきて、担当をさせられてあまりわからないと。

私がそれをなぜ言うかということ、新しく入ってきた人で、例えば給食費などが、この人は給食の取り立てをしなくて良いですよという名前まで出されるんです。それを出さなかったら良いんですけど、自然にわかってくるんですね。だから、やはり口座振替だったら、それもわからないし、特に今のキャッシュレス時代も含めて検討されてお願いしたいなと思っていたんですけど。

先ほど、県下でもやはり、お金がその月に全部入ってくれば、やはり子どもたちに食材などをすぐに計画されるんですけど、こういった時代の中で、特に波佐見地区の方のあれをちょっと聞いたんですけど、地区集金になればこういった給食費の係の人が楽になるからということも聞いて、やはり、責任逃れではないかという話もちょうと受けたんですね。

一番心配するのは、先ほど私が言ったように新しくなった人の名前が出る。この人は生活保護とか、この人は生活に困っているからと、一回お金を相手のところに入れてから引かれると、そういったところがわかってきます。やはり、今後キャッシュレス時代の中で、もう一度検討をお願いしたいなと思っていたんですけど。

それと、運営委員会が 10 名で構成されているという形ですけど、これは大体、全部地区の人たちですか、運営委員会というのは。保護者の方ばかりですか。

**○議長（吉永秀俊君）**

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

運営委員会のメンバー10名と申し上げましたが、その構成メンバーなんですけれど、小中学校の校長3名、各PTA代表が3名、学校医が1名、議会代表が1名、給食センター所長が1名、そして教育委員会から1名ということになっております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

私が聞きたいのは、もし良かったら10名の中のPTA会長は、その中で質問などはされたのですか。内容についてちょっとこう、そういうことはなかったですか。PTA会長からの話はなかったですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

PTA会長からは、先ほどの財源が不足すると支障を来たすので、今の状態であれば徴収率が高いので子どもたちにとって良いことだということで、ただ負担は確かにあるということなんですけれど、それ以上に、子どもたちのためにそういう改善点をしたりとかいうことの説明をしっかりとすればご理解いただけないかなというようなご意見も頂いたところです。ただ、負担があられるということは重々承知されているような感じでした。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

特に口座振替については、メリットとデメリットがあると思うんですけれど、一般的には未納額が多いと誰でも言われますが、実際、そんなにあるとは川棚のあれも言ってなかったんですけれど。

やはり、何%か、いくらかはあると思うんですけれど、その中で運営委員会の中では口座振替に結論的にはならなかったのですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

結論的には先ほど申し上げたとおりでございます。

その口座振替の、徴収の方の負担軽減という前に協議されたのが、教職員の負担軽減ということでの話し合いがあったんですけれど、そこも、全国まだまだ多くの学校で自校方式の給食が成されているところがありますけれど、そういうところは、学校が実際に徴収して、未納者があれば督促をするとか、そういう業務も行っているということでの教職員の負担軽減、働き方改革ですね。そういうことで、その話が出ていたわけなんですけれど、やはり、振替の手数料の問題が引っかかっておりまして結論に至っていないんですけれど、そういうこともあったからでしょうが、その辺の課題の解決は見通せないものですから。今後どうなるかわかりませんが、今の時点では、今の高い徴収率を維持できているんだったら、しばらく続けられないだろうかということだと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

大体、先般の運営委員会のことはわかりました。今後どうなるかわからないですけど、他の長崎県下の教育委員会でも調べてもらって、もう少し利用者の負担、親の負担あたりの軽減、徴収者の負担、そこのあたりをもう一度ご検討願えればと思っております。

次に、2 つ目の町営バスの路線変更と中学校スクールバスの路線経路及び通過予定時刻の見直しということで質問をいたします。

まず、ここに写真を持ってきております。教育長に見せたいですけどいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

どうぞ。そこに居てください。局長お願いします。

（局長 写真渡す）

○6 番（尾上庄次郎君）

教育長は、その写真を見て場所はわかりますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

わかりません。申し訳ございません。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

そこは、千綿筋の東部循環線の春木バス停というところです。コスモス苑の施設の入口です。そこは春木という所ですけど、そこから 1.3km 行った所に蕪地区があるんですね。そこまでの所が問題なわけで、町営バスが、東部循環線で上から行けば春木、鹿の丸、最低 2、3 分のところに終点のバス停があるんですね。それで、この町営バスの東部循環線の春木バス停があるんですけど、その辺りで一番多いバスに乗る人たち、そこは蕪地区のお茶工場があるんですよ。そこまではくねくねしている 1.3km の道のりなんです。春木は誰も乗らないんです。

私が言いたいのは、子どもたちが、蕪地区で小学校に通っている子どもたちがそこにかたまっているんですよ。だから、町営バスに来るにしても、おばあちゃんたちが来るにしても、そこまで一回出てそのバス停に乗らないといけない。子どもたちも一緒ですよ。千綿小学校の子どもたちは、それに乗って行き帰りをしているんですね。だから、子どもたちが帰る時間、放課後の午後 2 時からとか、3 時ぐらいまで授業があって、それから 5 時までとか、4 時ぐらいまでですかね。だいたい 1 週間のうちに 2 回ぐらい分かれているということを知っております。

だから、どうしても親さんたちが時間に迎えに行けない時、春木バス停まで、下からの小学校から上ってきて、そこから歩いて帰らなければいけないんですよ。お茶工場に東彼杵中学校のスクールバスで子どもたちがそこまで行っているんですよ。だから、その時間帯と合わせて行ける方法がないものか。要するに帰り時間を合わせて行ける時間がないものか。町営バスを、終点が 2 つですから何分かです、1.3km というのは、何分かの道のりだから町営バスをそこまでやってくれたら帰りもそこまで行けるんですよ。そういった方法ができないものかということで、町長、お尋ねいた

します。町営バスの件です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに検討を町としてもいたしておりますので、時刻が今のところ、きれいにバス路線が始発から終点まで組んでありますので、そこだけ急に変更することは非常に難しいところがございます。総務課長も検討をしておりますので、総務課長から答弁させます。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

私も一度朝の便に乗りまして、中岳から鹿の丸で子どもたちが乗りまして、春木で蕪の子どもたちが、その時は親御さんたちが連れて来られておりまして、子どもたちの足に、登校のあれになっているんだろうとわかっております。ここで言うては駄目なんでしょうけれど、昔から比べればここでというふうな、乗られるんだなど、その時私は思ったんですが、確かに、帰る時も乗っている子どもたちがいるということであれば、これについてもバスのダイヤの時間というの、やはり、彼杵駅や千綿駅、又は川棚のバス停等とも連携がございますので、なかなかダイヤを組むということに、それぞれ町内をくまなく周るということもなかなか厳しい状況でございまして、今回要望等のご意見賜りたいと思いますけれど、今後検討させていただきますと言いながら難しい部分があると思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

今、検討中ということも話が出たんですけど、私が言いたいのは、小学校の子どもたちが帰る時間に合わせて、でもどっちかでも良いんですよ。中学校のスクールバスが蕪地区まで行っていますから、お茶工場まで。連れて行っているんですね、クラブとかが終わっている時間も何回か行っておられます。スクールバスの事務所でも話を聞いたし、時間でいけるという話も受けております。是非、やはりあそこの蕪地区の方が、今人口が多いんですよ。丁度、育てる子どもさんたちが多いんですよ。手前の春木は1軒ぐらしか家がないので、おそらく乗る人はいないと思うんですけど。

やはり、そこまで出て、そこまでの出る道が怖いんですね。何年か前までは木も伐採していくらか見通しはよくなっているんですけど、まだ子どもたちが帰る時間、朝はいいですよ、朝は。帰る時間がやはり、どうしても、親たちの関係でもあるかもしれませんが、迎えに行けない場合、子どもたちが春木で降りて1.3kmの道のりを歩いていかなければならない。こういった時が困ると言われるんですよ。是非、今のうちに町営バスをやるのか、スクールバスをやるのか、そこのあたりを検討事項、先ほど検討事項と言われたので本当に検討していただきたいと思っております。

それから、3つ目についてですけど、特別支援学級ですね。

これにつきましては、彼杵小学校と千綿小学校で少し聞いてきたんですけど、こういったあおぞら学級とかコスモス学級、すずらん、たんぼぼ、こういった学級があるということで、特に、先

ほど 24 名の方がこういった教室に該当されているということをおっしゃったんですけれど、私たちが小学校や中学校の時には 1 クラスで 40 人ぐらいたったんですけれど、その中で身体が不自由な人がせいぜい 1 人かそんなものでしたが、他に、やはりこういった今のように知的障害とか情緒不安定とか、今ランクを分けて先生たちがお指導をしていると、教えているという形を、今まであまり知らなかったんですけれど、こういった形でしているということで話されておりました。

その中で、町で任用されている方、そして資格を持っておられる方はこの中で何人ぐらい。3 名でしたね。3 名の方は、波佐見とか他の所から比べると少ないと、もうちょっと増やして欲しいということをおっしゃっております。

子どもたちに触れ合う時間がかかなり短いから、もっと子どもたちと接する時間を増やす。また、専門の教科、そういった支援をする子どもたちに触れ合う時間を増やして欲しいということを受けております。

今、県からのスクールソーシャルワーカーで来られる方は、月のうち何回ぐらい学校に回ってこられるんですか。

**○議長（吉永秀俊君）**

教育長。

**○教育長（粒崎秀人君）**

スクールソーシャルワーカーですけれど、県の教育委員会から派遣しております、その県費では 2 日間です。1 週間で 2 日間です。その 2 日間の間に学校から要請があればそこに出向くということしております。

それから町費で、2 日間では足りませんので、町の方で 1 日雇うような形で週 3 日。3 日できましたので、今年度からは、半日ですけれど、各学校に出向く時間を午前中に決めまして、今までは要請があった時に出向く形だったんですけれど、今年度からは曜日を決めて、この曜日は彼杵小、この曜日は千綿小とか中学校と、そういうふうにして派遣しております。

それから、先ほどのご質問にあったんですけれど、免許を 3 名持っていると言いましたのは、これは教員でございます。特別支援学級の担任の中で 3 名免許を持っているということです。支援員とは違います。

それで、特別支援学級の担任は、免許を持たなくてもできるように法的にはなっております。ただし、専門性が高い方がより良いということで、できるだけ免許を取った方を採用しようと県の方はしております。現在、担任をしている方も研修とかを積んで、その専門性を向上させるように努力をしております。以上です。

**○議長（吉永秀俊君）**

6 番議員、尾上庄次郎君。

**○6 番（尾上庄次郎君）**

特に、彼杵小学校に今度丁度自分の子どもが入ってくるし、今の在校生の中に 1 人いらっしゃることで、そういった、もうちょっと触れ合う、例えば、免許の、精神的に大学で特別支援の免許を持っておられる方をなるべく増やしてもらって、触れ合う時間をもっとして欲しいということで、なにか、家でも情緒不安定なところもあるから、もっと早くから触れ合う時間を長くして欲しいと、教える時間を長くして欲しいという形で相談を受けたものですから。

特に、こういった、彼杵で 24 名の子どもさんが増えていると聞いてちょっとびっくりしたんですけど、そういったことで子どもたちの支援を充実させて欲しいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

通常学級では最大 40 名で 1 人の担任ですが、特別支援学級では、知的障害学級であれば 8 名が限度です。多くても 8 名、8 名を 1 人で担当するというので、通常学級に来れば十分触れ合えますが、その子に応じた指導ができております。ですから、触れ合いが少ないというのは逆ではないかなというふうに思います、通常学級に比べればですね。だから、申し訳ありません、その意味がちょっとわかりませんので。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

尾上議員は、担任の 8 名のほかに支援員さんが何名、地域からいらっしゃるでしょう、そういう方を聞かれているのではないかと思うんですけど。担任の他に支援員さんがそれぞれ何人いらっしゃるかということ聞かれているのではないか。それが触れ合いが足りないということで質問されていると思いますけれど。教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

正確な数は、手元に資料がございませんので後ほど調べたいと思いますけれど、彼杵小には、特別支援と学級支援と含めて 5 名、確か配置をしていると思っております。確認して後で報告をいたします。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

本当に、こんな小さな町で 24 人ということは増えてきているのではないかなとつくづく思っていますので、是非こういった、子どもたちに支援の輪を深めるためにも、彼杵でももう一度お願いしたいと思っております、よく私も深くわからないあれでしたが、すみませんでした。よろしくお願ひいたします。ご検討お願ひします。これで終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、6 番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後 3 時 30 分）



以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 浦 富 男